

JPA

Japan Prefabricated Construction Suppliers & Manufacturers Association

7

July 2020
vol.49-271

Special Feature

役員挨拶 改選に伴い新体制スタート



Contents

02 役員改選

役員改選に伴うご挨拶

会長: 芳井 敬一(大和ハウス工業株式会社)
PC建築部会長: 小山 裕康(トヨタT&S建設株式会社)
住宅部会長: 後藤 裕司(トヨタホーム株式会社)
規格建築部会長: 森田 俊作(大和リース株式会社)
専務理事: 平松 幹朗(一般社団法人プレハブ建築協会)

05 ASSOCIATION NEWS

第8回通常総会・理事会開催

07 住宅部会

環境分科会 環境シンポジウム2020を開催

10 教育委員会

令和元年度第50回 プレハブ住宅コーディネーター 資格認定試験成績優秀者

11 住宅部会

広報企画分科会 視察研修実施

13 規格建築部会

机上訓練の実施 令和元年東日本台風災害の対応

14 PC建築部会

PC部材製造管理技術者に関する報告 PC工法施工管理技術者に関する報告 PC部材品質認定取得工場に関する報告

17 住宅部会

住宅部会活動報告

19 ASSOCIATION NEWS

新規会員のご紹介 住宅瑕疵担保保険

22 住宅部会

労働災害発生状況

23 ASSOCIATION NEWS

令和2年事業計画書

27 令和2年度住宅関連予算・ 税制等の概要

※今号は4月号と7月号の合併号となります。

災害のお見舞い

「令和2年7月豪雨」により被害を受けられた皆さまには、
心よりお見舞い申し上げます。

1日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

今月の表紙



「益城町広安西B工区災害公営住宅建設工事」(松尾建設株式会社・株式会社建研JVの設計施工)

W-PC造5階建て43戸(2DK10戸、2LDK20戸、3LDK13戸)に
集会所1室で法定床面積3298.4㎡。

被災者の方々に対し、一刻も早く恒久的な住宅を提供する
ため、短工期で安定した品質の確保が出来る「壁式プレキャスト
コンクリート造住宅」が採用されている。

集会所にウッドデッキ、広場に「かまどベンチ」、「水場」を配置
して災害時に連携して利用しやすいようになっている。



「益城町広安永地区災害公営住宅建設工事」(株式会社
安藤・間の設計施工)

W-PC造5階建て93戸(北棟49戸、南棟44戸)、木造平屋建て
集会所を含め法定床面積6781.3㎡。

工事は九州支店の施工で、当社がPC関係(設計・見積・工
場手配等)を技術支援し、PC部材は5工場に分散させて製
造した。

在来工法からW-PC工法へ変更することにより、工期を3ヵ月
短縮することができ、2020年3月の引渡しを完了させた。

ご挨拶

改選に伴うご挨拶

改選に伴い、芳井会長が再任され、PC建築部会長・住宅部会長・規格建築部会長が新たに就任しました。
(令和2年6月の第8回通常総会及び理事会の手続きを経て6月26日付就任)



会長

芳井 敬一

大和ハウス工業株式会社
代表取締役社長

会員の皆様には、当協会の活動に対しまして、日頃より格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

先ず、この度の令和2年7月豪雨による風水害でお亡くなりになられた方々には、謹んで哀悼の意を表すると共に、被害に遭われた方々には衷心よりお見舞い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いお亡くなりになられた方々、罹患された方々にも、重ねてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本年度は、コロナ禍の中、多くの団体と同様に当協会も5月に予定しておりました社員総会・理事会を書面にて行わざるを得ませんでした。このような状況の中で、引き続き当協会の会長に任命されましたことをしっかりと受け止め、協会の発展に力を尽くして参りたいと存じます。

緊急事態宣言が解除となり、これから経済活動再開という矢先に近年連続しております豪雨災害が発生しました。当協会では即時7月5日に対策本部を設置し、九州地区等の被災された地元自治体と連絡を取り、要請があれば迅速に応急仮設住宅の建設が出来るよう準備を開始いたしました。あわせて、これから建設する応急仮設住宅をコロナ対策も兼ね備えたものとすべく、規格建築部会の皆様には検討頂いております。

さて、昨年10月に消費税が10%へと引き上げられ、政府より住宅ローン減税の控除期間13年への延長、次世代住宅ポイント制度の創設などの大規模な措置を頂きましたが、住宅市場は消費税増税の反動減で戸建て住宅は10%以上、賃貸住宅は20%以上の落ち込みが続いておりました。

コロナ禍により、3月には中国産住宅設備部材が入らない事態となりましたが、国土交通省には迅速な措置をご対応頂き、お客様へのお引渡しには大きな影響もなく対処することが出来ました。

しかしながら、消費増税に加えコロナ禍による住宅展示場含む営業自粛などにより、4月・5月の新設住宅着工数は前年比で12%減少しました。また、受注は30～40%程度の落ち込みが続いている状況であり、今後の着工推移に大きく影響を与えることが懸念されます。例年の税制予算への政策提言のみならず、住宅投資に対する緊急経済対策の提言も含めしっかりと対応して参りたいと思います。

このように、コロナ禍が全世界を覆い、社会経済のみならず働き方・住ま

い方も大きく影響を受け変容が求められております。

このような状況において、当協会がなすべきことは、まずは従来通りプレハブ建築協会が築いてきたそれぞれの部会における活動、推進目標、役割をしっかりと遂行していくことだと思います。

それに加えて、「ニューノーマル」という言葉に代表される、新しい働き方・暮らし方・住まい方から起こってくる変化をしっかりと見据えて取り組んでいかねばならないと思います。リモートワークを軸とした働き方改革に対応出来る住まいの提案、二地域居住、サードプレイスといったニーズへの対応、衛生環境やIoTの導入促進、地震・台風・豪雨などの災害時にも住み続けられるレジリエンス性の高い安全安心の確保も欠かせません。

また、安全なまちづくりなどの社会的要請をチャンスとして捉え、従来から進めて参りましたが、本格的なストック型社会に相応しい長期優良住宅や、脱炭素化を目指したZEHの提供を、さらに推し進めていかねばなりません。

この度、会長再任させていただき運びとなりましたが、引き続きご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

PC 建築部会長 就任のご挨拶

この度、PC 建築部会長を拝命することになりましたトヨタT&S建設（株）の小山裕康です。甚だ微力ではありますが、芳井会長のもとプレキャストコンクリート部材を使用した建築の普及拡大に寄与してまいりたいと思います。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

PC 建築部会では、工場生産によるPC 部材を用いた①PC 建築需要の拡大②PC 技術の開発③PC 部材の品質向上等を図るための各種活動を推進しております。

現在世界中に脅威をもたらしている新型コロナウイルス感染症は、今後の生活スタイルを見直す機会となっており、改めてBCPについての備えが重要であることが認識されています。特に南海トラフ巨大地震

や大都市直下型地震、台風などの風水害による河川の氾濫に代表される大災害に対し、耐震性が高く耐水性にも強いPC 建築が果たす役割は決して小さくないと考えています。また、今後益々深刻化していく傾向にある建設職人不足や、待たなしの働き方改革に対しても、工場生産であるPC は、現場作業の短縮を大幅に図ることが出来、これまで以上に需要促進を図るべきと考えております。

今後ともプレキャストコンクリート部材の生産、施工の合理化や品質向上を図ることは勿論、PC 建築の普及やさらなる発展を目指して、その優位性・特徴を積極的にアピールして参りますので、会員の皆様方にはご支援賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。



PC 建築部会長

小山 裕康

トヨタT&S建設株式会社
代表取締役社長

住宅部会長 就任のご挨拶

この度、住宅部会長を拝命したトヨタホーム（株）の後藤裕司です。

住宅業界では、消費税率引上げ後市場が低迷する中、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大で、まず中国製部材の供給遅延が発生し、次いで緊急事態宣言による外出自粛・営業活動縮小で受注が大幅に落ち込むなど深刻な打撃を受けています。

長期化する在宅勤務や感染再拡大の懸念がある中、「新たな生活様式」への転換も求められています。大雨が降れば避難所での感染も懸念されます。

住宅各社は、こうした急激な環境変化に対応すべく、WEBを活用した営業を強化し、「新しい生活様式」やレジリエンスを考慮した商品の提供などを進めています。

住宅部会では、最終年度となる「住生

活向上推進プラン2020」と「エコアクション2020」での成果を確かなものとすると共に、これから、先に述べた急激な環境変化や来年3月に改定される「住生活基本計画」での議論も踏まえて、新たな「住生活向上推進プラン」と「エコアクション」の検討が始まります。

また、近い将来必ず起きると言われる巨大地震に、住宅部会が適切に対応できる備えを強化する必要もあります。

更には、従来の課題に加えて、環境変化にも対応するためには、住宅部会が機動的な組織であり続けることも必要だと思ひます。

微力ではありますが、住宅部会とプレハブ建築協会の発展のため尽力して参る所存ですので、皆様のご指導ご鞭撻ご支援を何卒宜しくお願ひ申し上げます。



住宅部会長

後藤 裕司

トヨタホーム株式会社
代表取締役社長

規格建築部会長 就任のご挨拶

規格建築部会長の拝命を賜りました大和リース(株)の森田俊作です。前回の就任から6年が経ちましたが、ここしばらくの社会環境の変化には驚くばかりであります。我々規格建築部会は、災害時における緊急の避難所や被災地が復興するまでの時間を過ごす応急の仮設住宅など、被災者の住まいのインフラの供給体制を平時に整えているという世界でも例を見ない部会であります。

この災害というものも多くは自然災害、いわゆる地震、津波、台風、竜巻それらに伴う土石流や洪水などでした。それなりに周期や地形など、幾分かは簡単な予測も不可能ではなかったのですが、昨今では場所が予測できない集中豪雨に加え、昨年の台風15号・19号のような家屋は倒壊せず飲料や電気・ガスなどの生活インフラの崩壊を起こ

す災害や疫病という災害、パンデミックを起こしている新型コロナウイルスが現れました。

東日本大震災のおり、当時のプレハブ建築協会の会長に「もし今、南海トラフがきたらどういう体制を…?」「えー、縁起でもない…」と言われました。

自然現象の疫病を感染という社会現象を伴って不況（不活性）にしてはなりません。今までは幸運にも我々会員の工場・デポの被災が軽微であり災害での貢献を果たす事ができましたが、今後はこういった問題に対して今できる最良の対策を更新し提供できるよう用意周到、準備万端に整えてまいりたいと思っています。そのために会員各社のご支援ご鞭撻をお願いするしだいであります。



規格建築部会長

森田 俊作

大和リース株式会社
代表取締役社長

専務理事 再任のご挨拶

このたび専務理事に再任されました平松幹朗です。引き続き芳井会長のもと微力ではありますが、プレハブ建築協会の活動に尽力して参る所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。予想だにできなかった新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、経験したことのない事態となりましたが、総会、理事会等、協会運営に欠かせない手続きを皆様のご協力により無事終了できましたことに感謝申し上げます。

コロナ感染症の今後の状況はなかなか見通せないところですが、大きく落ち込んだ住宅市場を立て直し、住宅の質的向上を通じた暮らしの質の向上を、また、新たな生活のニーズに応える住まいや暮らしのあり方を積極的に提案し、質の高い暮らしの実現につなげて行かなければなりません。

ん。住生活基本計画の見直しを受けた新たな長期的な展望も必要です。また、今年も甚大な豪雨災害が発生しています。自然災害に被災された方々の暮らしの再建に向けた取り組みに迅速に対応できるよう常に緊張感をもって備えていかねばなりません。様々な課題に対し、各部会での活動をサポートし、互いの連携、また、外部との繋がりが円滑に図られるよう業務執行理事として取り組みを進めて参ります。

今後とも、会員の皆様とともに社会に貢献できるように努めて参りますので、なにとぞ皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



専務理事

平松 幹朗

一般社団法人プレハブ建築協会

理事会 (3月)

3月18日(水)、ホテルグランドヒル市ヶ谷(東京都新宿区)において理事会を開催しました。
下記の議案が審議され原案のとおり承認されました。

審議事項

第1号議案 令和2年度事業計画書に関する件

第2号議案 令和2年度収支予算書に関する件

第3号議案 会員入会承認に関する件

株式会社IHJ建材工業、コーアツ工業株式会社、株式会社スパンクリートコーポレーションより準会員への入会申込が、また、永和興業株式会社より賛助会員への入会申込があったため、定款第6条の規定により会員入会の承認を諮り、承認されました。

第4号議案 通常総会に関する件

日 時 令和2年5月29日(金)13:30~15:00

場 所 如水会館(東京都千代田区)

- 目的事項
- 令和元年度決算に関する件
 - 役員改選に関する件
 - 報告事項
 - ・ 令和元年度事業報告について
 - ・ 公益目的支出計画実施報告書について

(注)新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面手続きに変更

第5号議案 プレハブ建築マイスター審査委員会設置要綱の制定に関する件

第6号議案 瑕疵保証基金審査委員会設置要綱の廃止に関する件

第7号議案 一般社団法人プレハブ建築協会事務局組織運営規則の一部改正に関する件

報告事項

- 第50回プレハブ住宅コーディネーター資格認定試験成績優秀者について
- 職務執行状況報告について(令和元年5月1日から令和2年2月28日)
- 旧プレハブ住宅瑕疵保証基金積立資産に係る資金の活用に関する方針について

理事会 (5月)

新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑みて、書面による手続きを実施し、議案は5月28日付で次のとおり承認されました。

第1号議案 令和元年度事業報告に関する件

第2号議案 令和元年度決算に関する件

第3号議案 公益目的支出計画実施報告書に関する件

第4号議案 会員入会承認に関する件

高橋カーテンウォール工業株式会社より準会員への入会申込が、また、エリアリンク株式会社より賛助会員への入会申込があったため、定款第6条の規定により会員入会の承認を諮り、承認されました。

第5号議案 役員候補者に関する件

第6号議案 参与の推薦に関する件

第7号議案 通常総会に関する件

報告事項

- 資産の運用状況について

第8回通常総会 (6月)

第8回通常総会は5月29日に開催が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑みて、集合しての会議は取り止めて、書面による手続きとなりました。

議案は、6月17日付で次のとおり承認されました。

第1号議案 令和元年度決算に関する件

令和元年度決算について、原案のとおり承認されました。

第2号議案 役員改選に関する件

任期満了に伴う役員改選について、理事20名、監事2名の全員が再任されました。

役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとなります。

報告事項

- 令和元年度事業報告
- 公益目的支出計画実施報告書

理事会 (6月)

新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑みて、書面による手続きを実施し、議案は6月26日付で次のとおり承認されました。

第1～3号議案 会長、副会長、専務理事、常務理事及び部会長の選定・決定に関する件

会長、副会長、専務理事、常務理事がそれぞれ再任され、また、PC建築部会長、住宅部会長及び規格建築部会長が新たに決定されました

第4号議案 特別会費の納入について

一般社団法人プレハブ建築協会 役員名簿

〈令和2年6月26日現在〉

会 長	芳井 敬一	大和ハウス工業株式会社	代表取締役社長	
副会長	川畑 文俊	旭化成ホームズ株式会社	代表取締役社長	
副会長	阿部 俊則	積水ハウス株式会社	代表取締役会長	
副会長	井上 二郎	パナソニック ホームズ株式会社	代表取締役社長	
副会長	竹中 宣雄	ミサワホーム株式会社	取締役会長	
専務理事	平松 幹朗	一般社団法人プレハブ建築協会		
常務理事	穴戸 宏	株式会社建研	代表取締役社長	
常務理事	郡 正直	郡リース株式会社	代表取締役会長	
常務理事	神吉 利幸	積水化学工業株式会社	取締役専務執行役員住宅カンパニープレジデント	
常務理事	松三 均	大成ユーレック株式会社	代表取締役社長	
常務理事	森田 俊作	大和リース株式会社	代表取締役社長	(規格建築部会長)
常務理事	後藤 裕司	トヨタホーム株式会社	代表取締役社長	(住宅部会長)
理 事	多田 耕二	SMCプレコンクリート株式会社	代表取締役社長	
理 事	長妻 貴嗣	三協フロンテア株式会社	代表取締役社長	
理 事	田中 教二	サンヨーホームズ株式会社	取締役副社長執行役員	
理 事	中堀 雅臣	株式会社システムハウスアールアンドシー	代表取締役社長	
理 事	中村 有孝	大成建設ハウジング株式会社	代表取締役社長	
理 事	小山 裕康	トヨタT&S建設株式会社	代表取締役社長	(PC建築部会長)
理 事	上田 秀樹	日成ビルド工業株式会社	代表取締役社長	
理 事	上村 耕一	株式会社ヒノキヤレスコ	代表取締役社長	
監 事	黒沢亮太郎	黒沢建設株式会社	取締役副社長	
監 事	中嶋 雄	百年住宅株式会社	代表取締役	

令和2年1月23日(木)住宅金融支援機構本店「すまい・ホール」(東京都文京区)にて「“脱炭素社会”に求められる住まいとまちづくり」と題し、環境シンポジウムを開催しました。



プロフィール

高村 ゆかり

東京大学 未来ビジョン研究センター 教授
島根県出身。1989年京都大学法学部卒業、1997年一橋大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。1998年静岡大学人文学部法学科助教授、2004年龍谷大学法学部助教授、2006年同大学同学部教授、2011年名古屋大学大学院環境学研究科教授、2018年東京大学サステナビリティ学連携研究機構(IR3S)教授、2019年4月より現職。

動き出す!世界の“脱炭素革命”

世界の潮流と日本の戦略、そして住宅業界への期待

「今そこにある危機」—気候変動とそのリスク

ご紹介頂きましたように私の専門は法律でして、皆様の多くは工学系のご専門の方ではないかと思えます。今日は皆様が行っていらっしゃるビジネスをとりまく社会の流れや要請が大きく変わりつつあることについてお話しをします。

まず前段として、気候変動とリスクについてです。この2年程、日本は大変大きな災害を受けました。特に2018年は異常気象による災害で大きな被害を受けました。7月の西日本豪雨、そしてその後、「命に関わる暑さ」といわれたとても暑い夏を経験しました。その後も、台風21号は関西地域に大きな被害をもたらしました。2018年の災害を例に出した理由は二つあります。一つ目はこの災害がどれぐらいの損害を生じさせたかの確定値がわかるからです。アメリカの保険会社エーオン(AON)が出した2018年の自然災害による経済損失額のデータによると、台風21号が世界で4番目、西日本豪雨が5番目を記録しております。この二つだけで日本での経済損失は2兆5,000億円を超える規模です。この年、日本の損害保険会社が支払った額は史上最高で、東日本大震災時の支払いを超えました。二つ目の理由は、気候変動が異常気象にどれだけ寄与しているかが定量的にわかるようになってきた為です。西日本豪雨では岡山県、広島県などで大きな被害がありましたが、我々人間の活動から排出をしているものが起因して、降水量が6%から7%押し上がっているという論文が出ています。命に関わる暑さと言った7月の猛暑も、人が排出をしたものが無かったら、こうした水準の暑さが起きなかったという研究成果がでています。2019年のデータはまだ出ていませんが、こうした気象災害は世界中で起きています。

日本の台風19号、それからイタリアのベネチアですけれども毎年、浸水に悩まされています。オーストラリアの森林火災もそうです。世界で気象関連の損失額が非常に大きくなっており、この30年間で約3倍、そのうち保険で支払われているお金は4分の1にすぎません。損害保険料率算出機構は保険会社等から収集した大量のデータを基に保険料の基礎数値を算出し、それぞれ損害保険会社はそれを基に保険を作ります。この間、西日本地域、九州地域を中心に保険料が上がっております。先般、温暖化に関する気候変動枠組条約、パリ協定の締約国の会合(COP)があった際に、気候変動のリスクにどの国が弱いかという評価を発表したNGOがありまして、実は日本が気候変動のリスクに最も脆弱な国の一つとして挙げられました。社会的にも気候変動の危機感が非常に高くなっていて、グレタさんの影響が特に若い世代の危機感が高くなっており、社会的な気候変動への危機感の高まりを表す言葉として「クライメート・エマージェンシー(気候非常事態)」がよく使われます。2019年のオックスフォード・ディクショナリーの今年の言葉が「気候非常事態」です。この言葉が採用されたのは、2018年と比べると19年は100倍使用された為です。この気候非常事態は自治体、国の宣言にもつながっており、日本でも九州の壱岐市、鎌倉市、大阪の堺市が非常事態宣言をしています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)と呼ばれる国連の下にある科学者の集まりが気候変動に関する科学的知見をまとめて報告書として提出をしています。この報告書によりますと、私たちは今、産業革命前と比べて1度気温が上昇した世界に生きています。1度よりも1.5度気温が上昇した世界は気候変動の影響のリスクが更に大きくなります。パリ協定は、2度を十分下回る水準に気温上

昇を抑えることを国際社会の共通の目標として定めています。

パリ協定と脱炭素社会実現をめざす長期目標

国際社会はこれらの気候変動の影響とリスクに対して、2015年のパリ協定に基づいて行動しています。実際は、事業者、企業、金融、自治体といった国ではない非国家主体が先に行動をとっています。パリ協定は温暖化対策の条約ですが、1997年の京都議定書とこの点が大きく違います。京都議定書は国が合意をして、それを基に国が対策を定め、さあ皆動きましょうというタイプの国際条約でした。パリ協定は国が合意していますが、実社会のほうが先行して動きを起こしています。何がこうした事態を牽引しているのかというと、パリ協定が脱炭素化を目指す明確な目標を明確に定めた点です。その目標は、工業化前と比べて世界の平均気温の上昇を2度を十分に下回る水準に抑制し、1.5度に抑えることを追求するというものです。「2度を十分に下回る」というのは、国際エネルギー機関のシナリオなどでは1.7度が1.8度ぐらいを想定しています。パリ協定のもう一つの特徴は、気温上昇抑制目標に対応する排出量に換算した目標を定めた点です。今世紀後半できるだけ早期に、私たちが植林等によって吸収が増加した量（自然に森林や海が吸収する量は含まない。）に限って温室効果ガスの排出が認められる社会＝排出実質ゼロの社会を作るという目標です。2014年～16年は、経済成長はしましたが排出量は横ばいでした。経済成長するとエネルギー需要が伸び、エネルギー需要が伸びると排出が増える、という状況を変えつつはあるのですが、減らしていかないといけないゴールを掲げながら、足元では特に途上国の経済発展に伴うエネルギー需要の伸びと排出の伸びを抑えられていません。日本も2015年パリ協定の合意をする直前に、2030年の目標として2013年比で26%を削減するという目標を決め、国連に提出をしております。

現在、「2050年に排出実質ゼロ」をめざす国や自治体、企業が増えています。これは1.5度に気温上昇を抑える水準での排出削減の目標で、簡単な目標ではなく新しい技術革新も必要になってきます。社会や経済が将来どうなっていくかシナリオを書いてコンピューターシミュレーションしていますが、1.5度の気温上昇に抑えるには、多くのシナリオがかなりバイオマスに依存しないと達成できないことを示唆しています。1.5度に気温上昇を抑えると、エネルギー源としてバイオマスに依存しすぎ、食料問題などが起きるリスクがあり、そういうリスクが生じないような脱炭素社会への道筋を考えないといけません。都市、エネルギー、交通インフラの質を大きく変えて、エンドユーザーのエネルギー消費をできるだけ低減しながら生活の質を落とさない社会像、そのためにはデジタル化の進展、ITCが組み込まれた社会像が描かれます。実はこの社会像はEUも8つシナリオを書いて分析しています。8つのシナリオの共通の前提が、建築部門での効率的なインフラ構築が重要だということです。

パリ協定後の世界の潮流

ここで3つ目の話としてパリ協定後の世界の動きの話をし

2018年台風21号(関西国際空港)



す。私は法律が専門で、パリ協定が私の研究対象の一つなのですが、今脱炭素に向かうアクションがなぜ起きているのかは、国家間で合意されたパリ協定の規定だけからは見えてきません。むしろ実社会の、実経済の様々な変化がそれを引き起こしていると思います。その4つをご紹介します。それはエネルギー、モビリティ、ビジネス、金融の変化です。

1点目のエネルギーに関しては、世界で消費されるエネルギーの8割がなお化石燃料ですが、大きな変化は電力の分野で起きています。電力分野では、世界全体の4分の1強がすでに再生可能エネルギーになっています。2015年以降、新しく導入される発電設備容量の半分以上が再生可能エネルギーです。ブルームバーグ・ニュー・エナジー・ファイナンスのデータによると、石炭、石油+ガス、非化石燃料は、この半世紀ほぼ同じような割合で推移していました。それがちょうど2015年あたりから大きく非化石に転換しています。残念なのは、電力の分野で大きな変化が起きていますが、世界で見ますと最終エネルギー消費の中で電気の割合は2割で、熱、輸送燃料の脱炭素化に課題があります。世界的に見ますと、化石燃料の2倍以上の投資がクリーンエネルギーに流れています。こうしたエネルギー転換が温暖化対策を後押ししています。脱炭素社会に向かう日本の長期戦略を策定する有識者会合を立ち上げる時の総理の発言では、「もはや温暖化対策は企業にとってコストではない。競争力の源泉」と指摘し、そうした社会の変化が生まれていると指摘しています。経済産業省は「再生可能エネルギーの主力電源化」を方針に掲げ、経団連も、2018年に、エネルギーの低炭素化、エネルギー安全保障の強化、電力コストの引き下げ、グローバル市場の獲得、ESG投資への対応、SDGsへの貢献などの理由から、再生可能エネルギーを主力電源化するための措置の加速化を求めています。

2点目の変化は、モビリティ分野のゼロエミッション化です。トヨタは2015年、パリ協定の合意の前に既にCO₂ゼロを掲げた「トヨタ環境チャレンジ2050」を発表しました。トヨタだけでなく日本や世界の自動車メーカーが、同様なゼロエミッションの目標を持っています。分散型の電源をデジタルネットワークで繋いで、供給と需要をマッチングさせる。日本の次世代自動車戦略では2050年までに全て電動車にという目標を掲げていますが、電動化された自動車が多家庭に置かれることで、コスト効率的な蓄電池としての機能を果たす。九州電力の管内で全体の発電量の2割を超える再生可能エネルギーが導入されていますが、需要が多くない時に発電し

てしまう時は、余剰の電力を揚水で貯めておいたり、蓄電池に貯めたり、他地域に送ったりしています。見方を変えると、それでもあまる電気は、抑制され、ただで発電されている電気を捨てている訳です。水素も含め、他のセクターへの波及効果を狙った、まさにセクターを繋げたイノベーションが追求されています。

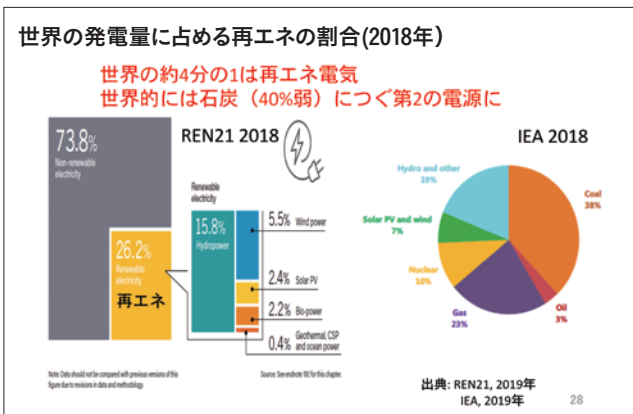
3点目は、パリ協定の下で国が対策を始めるよりも前にビジネスが先を走っているという点です。一つ例を挙げますと、昨年9月に立ち上がった「クライメート・アンビション・アライアンス」という、2050年までにCO₂を排出実質ゼロ、1.5度目標を目指す気候野心同盟ができております。国だけでなく自治体、企業もこうした2050年ゼロエミッションにコミットしています。

4点目は、大きな資産を持つ機関投資家と金融機関が、2050年ゼロエミッションにコミットしているという点です。日本でも東京都を含む日本の総人口の4割超をカバーする自治体が、2050年CO₂排出実質ゼロを宣言しています。皆様方、特に建築物、住宅を供給されている方にとって、こうしたニーズを持つお客様を相手にされているわけです。ビジネスがこうなった要因は2つあると思います。一つは、サプライチェーンの下流企業からサプライヤーへの働きかけが非常に大きくなっている点です。もう一つは金融の動きです。金融から企業に対して、社会が脱炭素に向かって変化していくのについていけるかどうか、気候変動の影響がこれから大きくなっていくリスクがある中で、どう対処しようとしているのかについて、分析し、戦略を立て、その情報の開示を求められるようになってきました。TCFD（タスク・フォース・オン・クライメート・リレイテッド・ファイナンシャル・ディスクロージャー）と言いまして、我々の年金を運用している年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）もこれにコミットをしたことが契機になり、200社を超える日本企業が参加しております。そうした情報を下に金融は、企業により積極的な温暖化対策をとるよう働きかけて、企業は、こうした脱炭素社会の転換、或いは気候変動リスクへの対応を強化していくようになりました。特に情報開示に関しては、ガイドラインの中で取締役会がどれだけ責任を持って気候変動のリスクを分析して開示しているかということが評価の対象になっており、環境部局だけでは開示が回答できない問題になってきています。なぜ金融がこうした動きをしているかということですが、色々な理由がありますが、金融は気候変動の影響をできるだけ小さくしたいと思っています。つまり自分たちが担保をとっている資産、或いは投資している会社の資産に影響を与えると困ると思っているわけです。脱炭素社会に国際社会が向かおうとしている中で、投資先として有望な企業であればあるほど、その社会の変化に確実についてほしいと考えているわけです。クライメート・アクション100+というのがあります。世界の有力企業100社+追加で61社、特にスコープ3の排出量が大きな企業を選んで働きかけをしています。日本ではトヨタ、日産、ホンダ、スズキ、東レ、ダイキン、日本製鉄、日立、パナソニック、JXが対象です。これは環境に悪い企業を批判している訳ではなく、対策をとってくれてはいるけれども、金融にとって見ると将来有望なので必ず自分たちのポートフォリオで残してほしい、したがって、しっかり気候変動リスクを分析して戦略を立てて対応してほしいという企業の名前があがっています。

住宅業界への期待

ビジネスと金融の変化を踏まえた上で、住宅と建築物についてお話しをします。脱炭素社会をめざす長期戦略を策定する有識者会合で提言を作ったんですが、長期戦略をご覧いただくと、国がどういう政策をとろうとしているかが見えてきます。住宅・建築物の分野では、ご存知の通りZEB、ZEHを追求していく。特に2040年頃までには確実に市場の確立が必要だとしています。新築ZEHに関しては2030年度までに全部ZEHにしようとしています。

最後に、パリ協定後の気候変動問題は、「環境問題」というフレームにとどまらなくなってきています。企業にとって、取締役会が気候変動問題について会社の対処方針を説明しなきゃいけないという点で、本業の問題になっています。それに基づいて投資家や金融機関が評価をする訳ですから、会社の株価にも影響します。金融市場において資金調達ができるか否かの問題にもなります。リスクの面ばかり申し上げましたが、脱炭素についてのソリューションが提供できる企業は、大きな市場とともに、金融市場での高い評価、サプライヤーからの高い評価を得るビジネスチャンスに成り得ると言えます。そういう企業になることが、まさに企業の競争力の源泉だという、総理のお言葉に繋がってまいります。特に住宅業界では、長期戦略の中では、「2050年までに災害に対して強靱でレジリエントで快適な街と暮らしの実現」という極めて大胆なビジョンを書かせていただいております。それには住宅・建築物、インフラがそうならないと実現できないという認識です。脱炭素化を謳うこの施策は、エネルギーコストの低減や、災害時対応、レジリエンス、快適さ、アメニティにも繋がる。そして新しいビジネスチャンスにも繋がることを確信しております。脱炭素のインフラが作れるということは、その地域が排出を抑えて事業ができる産業、経済立地を提供することになります。東京のゼロエミッションの戦略をご紹介しましたが、東京の戦略はまさに東京をゼロエミッションで金融ビジネスができるセンターにするという、経済戦略の一環として出しているものです。皆様方は、そうしたゼロエミッションの地域を作り、ゼロエミッションのビジネスを支える、非常に重要なビジネスをしてくださっていると思っております。住宅業界、建築業界への皆様への期待を申しあげて、私の報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

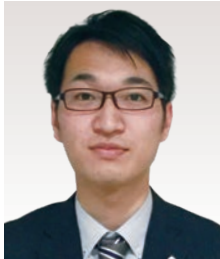


令和元年度 第50回プレハブ住宅コーディネーター資格認定試験 成績優秀者

プレハブ住宅コーディネーター（PHC）成績優秀者表彰制度において、成績優秀者は、3月に開催されたプレハブ建築協会理事会にて報告され、その所属会社に表彰状を送付し、各会社において表彰状が授与されました。本年度に

つきましては、令和元年11月に第50回PHC資格認定講習会が開催され、653名が受講され、505名が合格されました。

この結果、令和元年度の成績優秀者は下記6名といたしました。（氏名:五十音順）



こくぶ りゅうき
国分 龍希

株式会社ヤマダホームズ
営業本部 愛媛支社

【コメント】

プレハブ住宅コーディネーター試験を通し、知識の再確認及び個人の在り方を学ぶことができました。これからもお客様の為、日々研鑽に努めてまいります。



たかい けいご
高井 恵悟

旭化成ホームズ株式会社
中部営業本部 名古屋東支店

【コメント】

日頃ご指導頂いている方々のおかげだと思っております。感謝の気持ちを忘れずに自己研鑽し、お客様1組1組に最高のご提案ができるように努めて参ります。



たつた こうすけ
龍田 幸祐

東京セキスイハイム株式会社
東京支店 法人営業所

【コメント】

此度の成績優秀者に選ばれ、大変嬉しく思います。プレハブ住宅コーディネーター試験を通じて学んだ知識を活かして、今後の業務に努めて参ります。



ほそや たけし
細谷 武史

セキスイハイム東海株式会社
浜松東支社 浜松東営業所

【コメント】

今回、学んだ知識を、お客様にわかりやすく伝えられるようになってはじめて、自分の力になると思います。知識を得て満足することなく、今後の活動に活かせるように、日々精進いたします。



まえだ さとる
前田 悟

ミサワホーム株式会社
首都圏営業本部 東京支社

【コメント】

プレハブ住宅コーディネーターの資格を通じて必要な知識を習得し、また見聞を広めることが出来たと思います。この知識をお客様へ還元出来るよう奮励致します。



みやつ ゆうすけ
宮津 裕介

セキスイハイム東海株式会社
浜松支社 浜松北営業所

【コメント】

今回の試験を通じて、幅広い知識を学習することができました。今回得られた知識をお客様にもご提案できるよう今後とも尽力します。

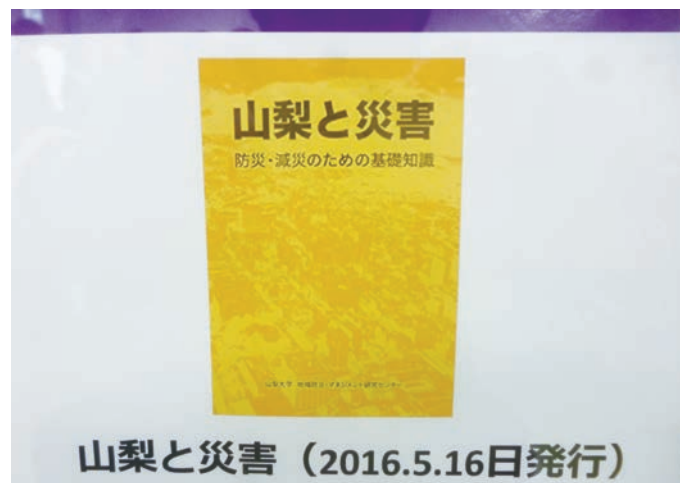
住宅部会広報企画分科会では、2月21日(金)に山梨大学(山梨県甲府市)にて研修会を実施しました。近年の自然災害の教訓と防災に関わる新しい考え方「フェーズフリー」について山梨大学の秦康範准教授にご講義をいただきました。

阪神淡路大震災の教訓

最近、災害が多いということもあり、防災とどういうふうにつき合って行けば良いか、そして今、フェーズフリーという言葉が提唱されており、その辺りをお話させていただきたいと思います。

丁度、国土交通大臣が宅建業者に水害リスクの説明を義務化させるという事が国会の答弁で出まして、いよいよ水害リスクの告知が義務化される方向に舵を切りました。私は水害のリスクのあるところに全国に何人ぐらい住んでいるか試算いたしました。3500万人と相当な数が住んでいて、その浸水想定区域に我が国の人口の大体1/3近くいるわけです。さらにその浸水深ごとにも人口を試算し、どの浸水深においても満遍なく人口が増えてきていることがわかりました。なので、開発を制限しないとマズイのではないかと話しておりました。この研究成果は、新聞各紙にも取り上げていただきました。土砂については土砂災害警戒区域に指定されると、重要事項説明をしななければいけないことになっていますが、水害については現状全くないわけです。ハザードマップも作って終わりになっており、こういったものはきちんと周知されて意味があるので、周知することを義務化しないとダメなんじゃないかという話をさせていただきました。そして、新聞にも取り上げていただいた丁度1年後に義務化の話があり、私の話も無駄じゃなかったと思いました。もちろん私が言ったから動いたわけではなく、色々な方がいろいろな所で必要だという話をしていたからだと思います。

実は私はずっと防災の研究をやっていたわけではなく、もともと学生時代は半導体の研究をしていました。丁度、大学4年生の時に阪神淡路大震災があり、自宅が兵庫県の尼崎市だったので、地震を経験し、タンスの下敷きにもなりました。その出来事が防災に興味を持ったきっかけになっています。あとはやっぱり被災地を自分の目で見たというのが大きいかなと思います。この時に土木施設と個人住宅が相当やられたわけで、亡くなられた方の大半は家に潰されて亡くなられました。家が耐震化されていないと、いくら自衛隊、消防が駆けつけても助かりません。ですからやっぱり住宅の耐震化が大事だというのが阪神淡路大震災で強く認識されました。そして、阪神淡路大震災が起きた時刻は5時46分でした。もし、職場にも学校にも人が居る時間に地震が起きれば大変なことになっていました。神戸市役所はあるフロアが完全に潰れておりました。ある高校も何が起き



発行:山梨大学 地域防災・マネジメント研究センター

ただろうというくらいな被害が起きていました。ですから、地震被害については、いつ起きるのかという事がすごく重要になってきます。季節もあるし、朝なのか夜なのか昼なのかでまったくその被害様相が変わってくるということなんです。ですから、この時は帰宅困難という問題が起きなかったし、みんな家にいたので安否確認もほとんど問題になりませんでした。もし、日中に起きていたらそこら中で火が起きて人が亡くなる事態になり、安否確認だけでも大変なことになるということです。

教訓は大きく2つあると思います。1つはやっぱり多くの方が建物で亡くなったということで、ハードでしっかり守らないといけない。直せば済むものもあるのですが、命のように戻って来ないものはしっかりハードで守らないといけない。あともう1つは、コミュニティの話になります。

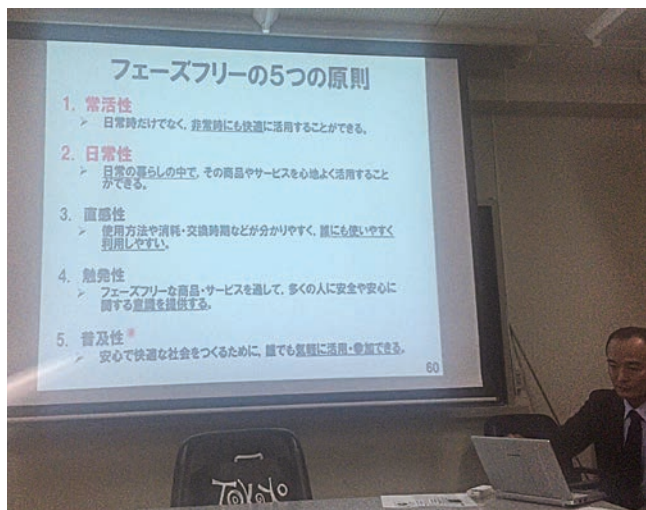
フェーズフリーという考え方

次にフェーズフリーのお話ですが、私の研究室の先輩にあたるスペラディウス株式会社の代表をされている佐藤唯行さんがフェーズフリーという考え方を提案されています。

例えば、耐震化とリフォームの最大の違いはリフォームはやった瞬間に価値が感じられますが、耐震化は地震が来ないと役立ちませんし、いつ地震が来るかわからない。こう考えると、日常生活におけるバリューを提供しないと一般には普及しないわけです。しかし「備えが大事」と言っているから、防災は広がらない。備えが必要だといくら言っても無理があるので、防災のために備えをするのではなく、普段使っているものが防災の時に役立つという考え方をしています。「日常時」と「非常時」の時間を分けるのを止める。2つの時間がフェーズ、止めることがフリーです。つまり、フェーズをフリーにしましょうという事なんです。もう1つは日常性です。防災が主ではなく、日常が主だということなんです。普通のボールペンは上向きに書くとインク

が下がってきて、書けなくなってしまいます。たとえば、このペンですが、約3気圧で加圧されているため、上向きでも横向きでも書けるし水に濡れた紙に対しても書けます。書くという信頼性が高いので、屋外で仕事をする人にもとても便利です。その機能が災害時にも役立つというわけです。あとは、電気自動車も日常時は経済性や環境性にすぐれ、非常時には電源として大いに役立っています。日常の商品サービスが非常時に価値を発動するような取り組みが、実は付加価値として消費者に訴求するようなフェーズフリーな住宅がすごく大事になってくるのかなと思っています。住宅は安全安心でなければいけない訳ですけども、ただ防災に特化した住宅はあまり求められていないところもあると思うので、普段が快適でいかに災害の時に役立つかというのは知恵の出どころだと思っています。

そして、フェーズフリーという考え方が、多くの方に理解され、普段の生活に取り入れられる事を願っております。



秦 康範(ハダ ヤスノリ)

山梨大学大学院総合研究部(工学域・土木環境工学系)
准教授

1972年、兵庫県生まれ。

大阪大学工学部卒業。

東京大学大学院工学系研究科社会基盤工学専攻博士課程修了。工学博士。

2014年より現職

専門は地域防災、社会安全システム、災害情報、観光防災。

2017年、防災功労者防災担当大臣表彰を受賞。

2018年、日本災害情報学会廣井賞を受賞。



机上訓練の実施

2月18日(火)、エッサム神田ホール(東京都千代田区)において、応急仮設住宅建設机上訓練を実施し、規格建築部会14社、56名の会員が参加しました

大規模な災害により応急仮設住宅を建設する場合、被災都道府県・救助実施市、当協会、会員会社の3者による緊密な連携がより重要であるという認識のもと、当協会・会員会社が「応急仮設住宅 建設・管理マニュアル」に基づき、応急仮設住宅をより迅速に配置計画ができるようにすることを目的として机上訓練を実施しました。

開催に先立ち、平松専務理事より「マニュアルに沿い課題をもって取り組み、急な要請に対応できるよう準備に役立てて下さい」との挨拶がありました。

まず過去の建設実績と応急仮設住宅の概要、初動体制の重要性について説明、講義が行われました。続いて、2~3社毎に5チームを結成し、各班に分かれて検討をはじめ、配置計画を作成する訓練を行いました。

今回は、前もって都内の公園を建設候補地に指定しておき、各会員会社が事前に現地調査を行ったうえ配置計画を作成し、その結果を当日持ち寄って検討するという方法をとりました。

後半では、まとめられた配置計画を各チームが熱心に発表し、参加者全員による活発な意見交換を行いました。



平松専務より挨拶



意見交換風景



各班より発表(令和2年2月18日)

令和元年東日本台風災害の対応

埼玉県福祉仮設住宅引渡し

令和元年10月6日発生した令和元年東日本台風により、被災した川越市の社会福祉施設の入居者がまとまって生活できる住居を確保する為、令和元年12月17日付けで埼玉県から76床を有する福祉仮設住宅の建設要請を受け、令和2年3月31日に建設引渡しを行いました。

埼玉県の福祉仮設住宅の建設実績

県名	建設地	団地数	仮設住宅戸数
埼玉県	川越市	1団地	76床

なお、宮城県、茨城県、長野県からの要請を受け、令和元年12月23日までに合計313戸の応急仮設住宅を建設し、引渡しました。(JPA1月号に掲載済み)



外観



内部サニタリー

PC 部材製造管理技術者に関する報告

第3回資格認定講習・試験を実施

令和元年11月2日、連合会館（東京都千代田区）において、PC部材製造管理技術者資格認定の第3回講習・試験を実施しました。同年12月18日に開催されたPC部材製造管理技術者資格認定企画委員会（委員長：早川光敬 前東京工芸大学教授）において、67名が合格し、現在251名が認定、登録されています。

今日の建築生産における技術開発の進歩や社会情勢の変遷に伴い、従来の壁式プレキャスト鉄筋コンクリート工法から架構式のプレキャスト鉄筋コンクリート工法による高層集合住宅や一般建築物へとプレキャスト部材の適用領域が拡大しています。これに伴いプレキャスト部材に使用されるコンクリートも高強度化や高品質化が進み、日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説 JASS 10（プレキャスト鉄筋コンクリート工事）の改定が行われるなど、プレキャスト部材の製造管理にもより幅広い知識が求められています。

当協会では、プレキャスト部材製造管理技術者の資質の向上と社会的地位の確立を図ることにより、プレキャスト部材製造工場のレベルアップを目指し、平成29年度より「PC部材製造管理技術者資格認定制度」を実施しています。



講習・試験風景（令和元年11月2日）

PC部材製造管理技術者のPC部材品質認定基準への適用を開始

PC部材製造管理技術者資格認定制度の運用開始から3年が経過し、ほぼ定着したとみなされるため令和2年度の工場審査からPC部材品質認定基準 工場調査表（第1章 品質管理 人的資源）への適用を開始します。

改定に当たっては、有資格者の登録者数の実態などに配慮した上で、PC部材製造管理技術者のモチベーション維持と制度の

さらなる普及をはかるため、人的資源の調査項目を製造管理（PC部材製造管理技術者）とコンクリート管理（コンクリート主任技士・コンクリート技士）の二つに区分し、コンクリート管理の項目のみを重要項目（審査合格の必須条件）とし、製造管理については有資格者の人数に応じた加点方式としました。（詳細は下記）ただし、国外については当面は現行通りとします。

工場調査表の改定内容

改定前

項目	判定基準	調査内容	判定区分			判定点			
			A	B	C	A	B	C	
1-5 人的資源	有資格者 （重要項目）	一級建築士、1級建築施工管理技士、コンクリート主任技士、コンクリート技士、いずれかの有資格者が常駐している	左記の有資格者が工場に常駐している	2名以上 常駐	1名 常駐	常駐者 無	10	5	0



改定後

項目	判定基準	調査内容	判定区分			判定点			
			A	B	C	A	B	C	
1-5 人的資源	有資格者 （製造管理）	PC部材製造管理技術者の有資格者が常駐している	左記の有資格者が工場に常駐している	2名以上 常駐	1名 常駐	常駐者 無	10	5	0
	有資格者 （コンクリート管理） （重要項目）	コンクリート主任技士、コンクリート技士のいずれかの有資格者が常駐している	左記の有資格者が工場に常駐している	2名以上 常駐	1名 常駐	常駐者 無	10	5	0

PC 工法施工管理技術者に関する報告

第13回資格認定講習・試験を実施

PC工法施工管理技術者資格認定事業委員会の主催による第13回講習・試験が令和2年2月13日にTKP御茶ノ水カンファレンスセンター（東京都千代田区）で行われました。

また、同年3月19日に開催されたPC工法施工管理技術者資格認定企画委員会（委員長：勅使川原正臣 名古屋大学教授）において、53名が合格し、登録されました。



講習・試験風景(令和2年2月13日)

PC 部材品質認定取得工場に関する報告

N(T)認定1工場、N認定24工場およびH認定18工場を認定

PC建築部会では、良質な品質を備えたPC部材の供給を行う上で、一定の基準による評価を統一的に行う必要があるとの認識から、自主的な「PC部材品質認定制度」を平成元年より発足させ、PC部材の性能・品質を維持するとともにPC工法の普及を図っています。

令和元年度は、PC部材の設計基準強度60N/mm²以下を対

象としたN(T)認定およびN認定において新規1工場を含めた27工場の審査を行い、N(T)認定1工場およびN認定24工場を審査基準に適合したので認定しました。また同時に、設計基準強度60N/mm²超120N/mm²以下を対象としたH認定の審査を行い、18工場が適合したので認定しました。

令和2年7月1日現在の認定工場は次頁の通りです。

認定取得工場(国内N(T)認定・N認定・H認定)

(五十音順)

会社・工場名	所在地	認定区分	会社・工場名	所在地	認定区分
(株)旭ダンケ 板倉工場	群馬県	N	タカムラ建設(株) 山梨第一工場	山梨県	N
(株)旭ダンケ 岩見沢工場	北海道	N	タカムラ建設(株) 山梨第二工場	山梨県	N(T)
(株)旭ダンケ つくば工場	茨城県	N(T)	大栄産業(株) 小出PC工場	新潟県	N・H
(株)旭ダンケ 東鷹栖工場	北海道	N(T)	(株)テクノマテリアル PC事業部千葉工場	千葉県	N・H
(株)安部日鋼工業 岐阜本業工場	岐阜県	N	東栄コンクリート工業(株) 神町工場	山形県	N
安藤ハザマ興業(株) 大井川工場	静岡県	N	(株)東北ヤマックス 一関工場	岩手県	N
安藤ハザマ興業(株) 菊川工場	静岡県	N・H	戸田建設(株) 成田PC工場	千葉県	N・H
安藤ハザマ興業(株) 千葉工場	千葉県	N・H	トヨタT&S建設(株) 海老名工場	神奈川県	N・H
(株)イズコン 広島第一工場	広島県	N(T)	トヨタT&S建設(株) 栃木工場	栃木県	N
(株)上田商会 千歳工場	北海道	N	トヨタT&S建設(株) 豊田工場	愛知県	N
SMCプレコンクリート(株) 茨城工場	茨城県	N・H	(株)ナルックス 員弁工場	三重県	N
SMCプレコンクリート(株) 栃木工場	栃木県	N・H	(株)ナルックス 四日市工場	三重県	N(T)
(株)エスシー・プレコン 本社工場	千葉県	N・H	(株)西田興産 長浜PC工場	愛媛県	N
NCプレコン(株) 岡山工場	岡山県	N	日本コンクリート(株) 小牧工場	愛知県	N
(株)エヌ・ピー・シー 舟橋工場	富山県	N(T)	日本コンクリート(株) 三重工場	三重県	N
大木建設(株) PCテクノセンター美野里	茨城県	N・H	ピー・エス・コンクリート(株) 茨城工場	茨城県	N・H
岡村建興(株) 本庄工場	埼玉県	N(T)	ピー・エス・コンクリート(株) 北上工場	岩手県	N
沖縄ビーシー(株) 海邦工場	沖縄県	N	ピー・エス・コンクリート(株) 滋賀工場	滋賀県	N
オリエンタル白石(株) 関東工場	栃木県	N	ピー・エス・コンクリート(株) 兵庫工場	兵庫県	N・H
オリエンタル白石(株) 滋賀工場	滋賀県	N	ピー・エス・コンクリート(株) 水島工場	岡山県	N
川岸工業(株) 筑波工場	茨城県	N	(株)ピーエス三菱 久留米工場	福岡県	N
川田建設(株) 九州工場	大分県	N	(株)富士ビー・エス 九州小竹工場	福岡県	N・H
川田建設(株) 那須工場	栃木県	N・H	(株)富士ビー・エス 東北工場	福島県	N・H
木内建設(株) 藤枝工場	静岡県	N・H	(株)富士ビー・エス 三重工場	三重県	N
北岡プレコン(株) 美馬工場	徳島県	N	フジミエ研(株) 滑川工場	埼玉県	N・H
(株)技建 大里プレコン工場	沖縄県	N	(株)ホクエツ 関東結城工場	茨城県	N
黒沢建設(株) 関東桜川工場	茨城県	N	(株)ホクコン 兵庫工場	兵庫県	N
黒沢建設(株) JPC苫小牧製造所	北海道	N	ホッコン建材(株) 石狩工場	北海道	N
ケイコン(株) 建築PC・京都工場	京都府	N	前田製管(株) 宇都宮工場	栃木県	N・H
(株)建研 水口工場	滋賀県	N・H	前田製管(株) 郡山工場	福島県	N・H
(株)三暁プレコンシステム 千歳工場	北海道	N・H	前田製管(株) 山元工場	宮城県	N
ゼニス羽田(株) 千葉工場	千葉県	N	(株)マキテック 九州工場	福岡県	N(T)
(株)ソーカン 関工場	岐阜県	N	水谷建設工業(株) 本店工場	福岡県	N
大成建設(株) 東京支店千葉PC工場	千葉県	N	(株)ヤマウ 川南工場	宮崎県	N
大成ユーレック(株) 川越工場	埼玉県	N・H	(株)ヤマックス 小川工場	熊本県	N
大成ユーレック(株) 千葉工場	千葉県	N	(株)ヤマックス 埼玉工場	埼玉県	N
タカムラ建設(株) 静岡工場	静岡県	N(T)	(株)ヤマックス 長洲工場	熊本県	N

認定取得工場(国外N認定)

会社・工場名	所在地	認定区分
上海住総工程材料有限公司	上海市	N
東錦(株) 大連東都建材有限公司	遼寧省大連市	N

住生活向上推進プラン2020

住宅部会では、2つの委員会、8つの分科会、及び災害対応マニュアル作成検討WGが組織されている（図1）。令和元年度は、「住生活向上推進プラン2020」に準じ、2018年度の活動結果を取りまとめ、8項目の成果指標について公表した（表1）。なお、成果指標の一例として、図2に新築戸建て住宅のZEH供給率推移を示す。

また、大規模災害が発生した場合に備え、住宅部会として迅速かつ円滑な対応が図れるよう、「災害マニュアル（住宅部会編）」を作成し発行した。マニュアルは2章で構成され、第1章は「応急仮設住宅建設マニュアル」、第2章は「災害時の邸別対応に関するガイドライン」である。住宅部会において応急仮設住宅建設本部が立ち上がった際における、国や都道府県等と建設本部や現地建設本部との連携や役割についてもこのマニュアルに定められており、その連携を図3に示す。

表1 住生活向上推進プラン2020（2018年度実績）

成果指標	2018年度実績	目標値(2020年度)
住宅性能表示制度の取得率	78.2% (戸建) 4.5% (共同)	85% (戸建) 10% (共同)
入居者アンケートの総合満足率	77.9%	85%
長期優良住宅認定の取得率	77.5%	85%
点検・修理等の履歴管理の実施率	90.0%	100%
点検結果に基づく計画修繕の実施率	37.0%	60%
供給業務管理規準におけるリフォーム達成率	90.0% (標準) 73.0% (先進)	100% (標準) 90% (先進)
新築戸建て住宅のZEH供給率	51.4%	70%
新築戸建て住宅の居住段階CO ₂ 排出量削減率	45.2%	60%

図1 住宅部会の組織

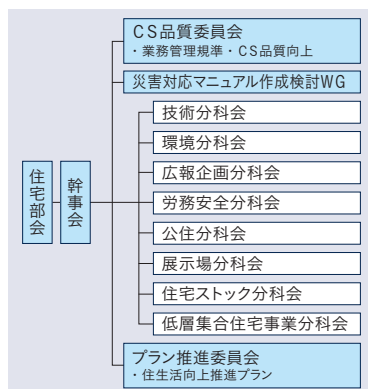


図2 新築戸建て住宅のZEH供給率の推移

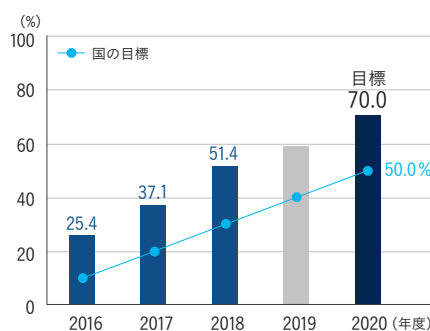
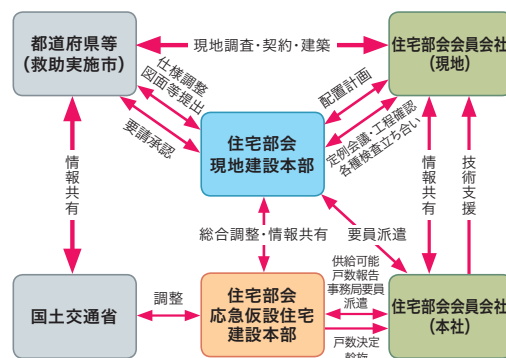


図3 住宅部会応急仮設住宅建設本部が立ち上がった場合の組織連携



シンポジウム・ゼミナール

住宅部会の先進的な活動に関する情報発信、会員相互の情報共有などを目的として開催した。

- すまい・まちづくりシンポジウム (2019年6月21日開催)
テーマ：働き方改革とその先にあるこれからの住まいを考える 基調講演者：野村 正史氏
- 住宅部会ゼミナール (2019年8月30日開催)
テーマ：BIM活用における住宅分野の可能性 基調講演者：武藤 正樹氏
- 環境シンポジウム (2020年1月23日開催)
テーマ：脱炭素社会に求められる住まいとまちづくり 基調講演者：高村 ゆかり氏



住宅部会ゼミナール

インスペクション講習会

定期点検の人材育成と強化のため、「プレハブ住宅点検技術者」講習会を6回、及びWeb 考査を2回開催し、627名の点検技術者を資格認定し「登録証」を発行した。また、「既存住宅状況調査技術者—工業化住宅コース—」講習会を（公社）日本建築士会連合会

と連携して6回開催した。

今年度末までの累計の資格認定者数は、プレハブ住宅点検技術者1,217名、既存住宅状況調査技術者482名である。

プレハブ住宅リフォームコーディネート講習会（トライアル）

国のストック重視政策が進む中、リフォームの活性化に資する人材育成を目的として、住宅ストック分科会発行の「プレハブ住宅リフォーム教本」を活用した講習制度創設のため、2020年2月に「プレハブ住宅リフォームコーディネート（PRC）」講習会（トライアル）を開催し、85名が講習を修了した。

講習は、座学、個人ワーク、グループワーク及び成果発表、ビデオ視聴を織り交ぜて「提案型リフォームのノウハウ」を体験できるようにした。なお、講習の受講対象者は、営業・設計・工事等すべてのリフォーム業務従事者である。



座学（2020年2月）



ビデオ視聴（2020年2月）

先進事例報告会

CS品質委員会では、年に数回新規技術等の積極的な導入や様々な工夫による先進性の追求によって、CS・品質の向上に努めると共に、業界全体のレベルアップにつながるよう情報展開を進めている。その一環として、先進事例報告会を開催し、会員各社の優れた取り組みに関する最新情報を共有した。今年度は、表2に示す先進的な事例が紹介された。

表2 先進事例報告会（業務項目と紹介内容）

業務	事例紹介の内容
商品開発	ZEHの対応について
販売	営業段階で長期の邸別メンテナンスプログラムと概算費用の説明で信頼獲得
設計	外構まで含めたプレゼンテーションについて
製造	ものづくり基盤の強化
購買	資材調達の手組みについて
物流	住宅系生産工場の物流の手組みについて
品質保証	近年の品質保証の状況
業務効率	BIMによる働き方改革・生産性向上
改善活動	品質経営（デミング賞受賞）

新規会員のご紹介

新たに入会された会員会社をご紹介します。

□ 令和2年 3月 18日付入会

準会員

株式会社IHI建材工業



代表取締役社長 橋本 博英

本社所在地：東京都墨田区両国2-10-14
両国シティコア

電話：03-6271-7211

会社HP
はこちら



【会社概要・事業内容】

コンクリート製品の設計・製作・販売・賃貸・据付・修理に関する事業 他

【プレ協会員へのメッセージ】

「技術をもって社会の発展に貢献する」という当社経営理念のもとに、これからも安心安全で確実な製品を提供してまいります。

コーアツ工業株式会社



代表取締役社長 出口 稔

本社所在地：鹿児島県鹿児島市伊敷5-17-5

電話：099-229-8181

会社HP
はこちら



【会社概要・事業内容】

九州を基盤に全国・海外で、橋梁をはじめとするPC構造物の建設事業を展開している東証上場会社です。

【プレ協会員へのメッセージ】

弊社のこれまでの経験を生かし、協会の皆様と共により一層社会に貢献していきたいと思っております。何卒宜しくお願い致します。

株式会社スパンクリートコーポレーション



代表取締役社長 浮田 聡

本社所在地：東京都文京区湯島2-4-3

電話：03-5689-6311

会社HP
はこちら



【会社概要・事業内容】

穴あきPC板とプレキャストコンクリート製品の製造・販売を行っております。

【プレ協会員へのメッセージ】

製品の提供を通じて建設業界の進歩と合理化に寄与、貢献したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

賛助会員

永和興業株式会社



代表取締役社長 杉本 勇

本社所在地：大阪市大正区南恩加島4-4-10

電話：06-6553-4858

会社HP
はこちら



【会社概要・事業内容】

建築部:W・PC工法 WR・PC工法 R・PC工法 SR・PC工法 鉄筋工事業(在来工法)
製造部:ショットブラスト・プライマー加工 熔断レーザー加工

【プレ協会員へのメッセージ】

創業34年の未だ若い小さな会社です。この度ご縁があり、会員様の末席に加えて頂きました。不十分ではございますが、今後共よろしくお願ひ申し上げます。

□ 令和2年 5月 28日付入会

準会員

高橋カーテンウォール工業株式会社

会社HP
はこちら



代表取締役社長 高橋 武治

本社所在地：東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号
電話：03-3271-1711

【会社概要・事業内容】

超高層ビルのオーダーメイド外壁パネル／部材の設計、製造、取付を行っています。茨城と滋賀の工場で製造しています。

【プレ協会員へのメッセージ】

名だたる企業が名を連ねる協会に加えていただき、光栄です。協会のみなさまにご指導いただき、微力ながら貢献してゆきたいと考えています。よろしくお願いたします。

賛助会員

エリアリンク株式会社

会社HP
はこちら



代表取締役社長 林 尚道

本社所在地：東京都千代田区外神田4-14-1
秋葉原UDXビル北ウィング20F
電話：03-3526-8556

【会社概要・事業内容】

レンタル収納スペース「ハローストレージ」の outlet と物件の運用管理を行っております。

【プレ協会員へのメッセージ】

「世の中に便利さと楽しさと感動を提供する」理念のもと、ストレージ事業を通じた社会貢献を推進しております。

住宅瑕疵担保保険の取次業務と 団体検査員講習について

住宅瑕疵担保履行法により、平成21年10月1日以降に引き渡される新築住宅について、住宅供給事業者は、資力の確保のために「保証金の供託」または「保険への加入」が義務付けられていますが、当協会は、国土交通大臣が指定した5社の保険法人（㈱住宅あんしん保証、住宅保証機構㈱、㈱日本住宅保証検査機構、㈱ハウスジーマン、ハウスプラス住宅保証㈱）から「品質の高い住宅の供給を行う団体」として特定（認定）団体の認定を受け、当協会の会員等が資力確保の手段として「保険」を選択する場合、団体認定による保険契約申込みの取次業務を『瑕疵担保保険推進委員会』を設け、保険業務部を窓口として行っています。

令和元年度末での団体保険制度参加会員数は、22社（参加登録事業者数127社）となり、令和元年度の取次実績は、全体総数では4,454戸（対前年度比98.9%）で、内訳として戸建住宅が3,898戸（同104.8%）、共同住宅が556戸（同70.9%）となっています。

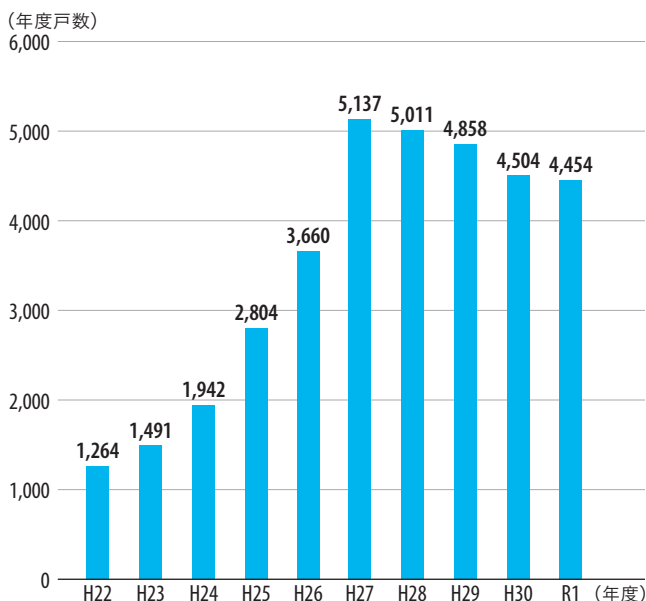
特定（認定）団体制度のメリットの一つとして階数が3以下（地階を含む）の建築物である住宅の場合、一般住宅の保険申込みは保険法人による2回の現場検査が必要ですが、団体

保険では初回の基礎配筋完了時の検査を当協会から資格認定を受けた自社の検査員（団体検査員）で行うことが出来ます。令和元年度末時点の団体検査員有効登録者数は231名となります。

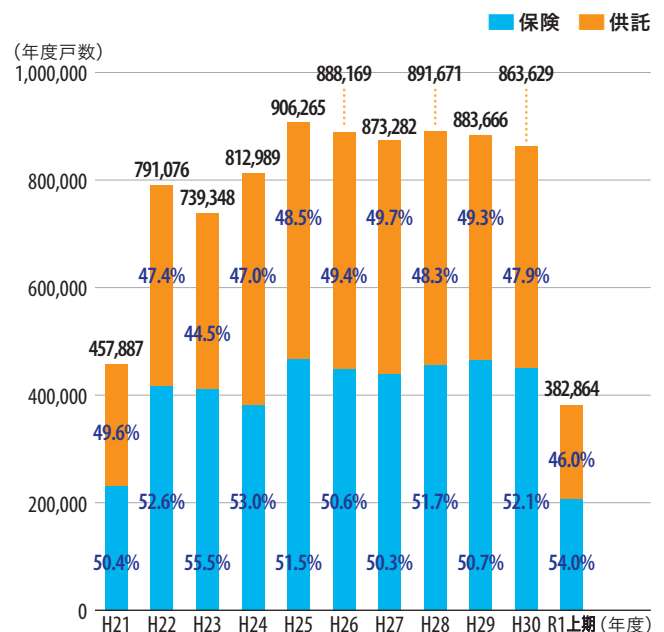
団体検査員の登録有効期間は3年で、当協会では、毎年5月・11月に更新登録と新規登録の講習会を実施しています。令和2年度上期の更新登録講習会及び新規登録講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた5月から、下期に延期しました。なお、更新登録講習会が受講できない更新予定の団体検査員の方には、有効期限の失効を防ぐため、登録有効期限を最大6カ月延長する対応を行っています。保険業務部にて延長登録の手続きを行い、延長期間中に登録講習の受講が確認できた時点で更新登録を行います。

本年度下期の団体検査員更新登録講習会は11月ごろ開催する予定です。また、新規登録講習会も同時期に開催予定のため、ご留意の上ご受講ください。講習会日程が決定次第、ホームページ等でお知らせします。

■プレハブ建築協会 取次戸数の推移 (保険)



■住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置の実施状況 (保険+供託)



住宅部会

労働災害発生状況

令和元（平成31）年の労働災害発生件数は、昨年の157件から214件へ、完工1,000棟当りの災害発生件数は2.46件から3.32件へ大幅に増加しました。

住宅部会労務安全分科会はこのほど、令和元年の住宅部会所属12社（別記）の労働災害発生状況を調査した結果を報告書にまとめました。報告では、同会員の完工棟数は64,401棟（12社）と前年から639棟増加（前年は10社）。災害発生件数は214件と前年比57件増加しました（表1-1参照）。1,000棟当たりの災害件数を見る

と3.32件で前年より0.86ポイントの増加となり、3年ぶりに3.0件を上回りました（表1-2参照）。型別・起因別災害発生状況では、第1位が「墜転落災害」で43.5%、第2位は前年同様「転倒」が15.9%で続く第3位は「切れ、こすれ」で9.3%（前年比5.3ポイント減）となりました（表2参照）。

今一度作業の危険箇所を洗い出し、物的・人的を含めた対策が急がれます。調査の結果概要等は下記のとおりです。

表1-1 完工棟数、災害発生件数

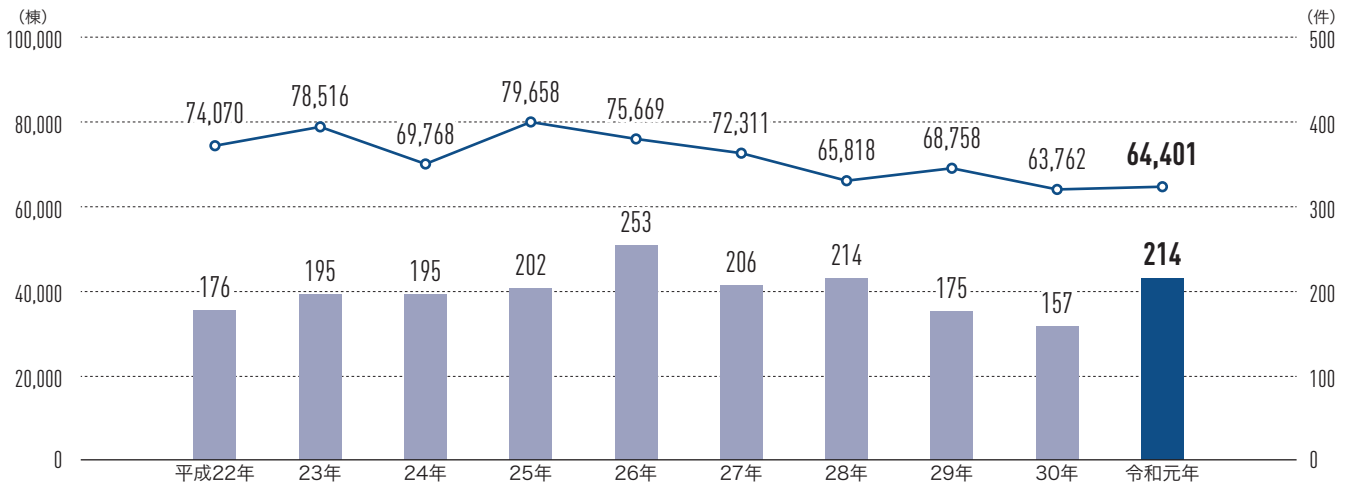


表1-2 1,000棟当たりの災害発生件数

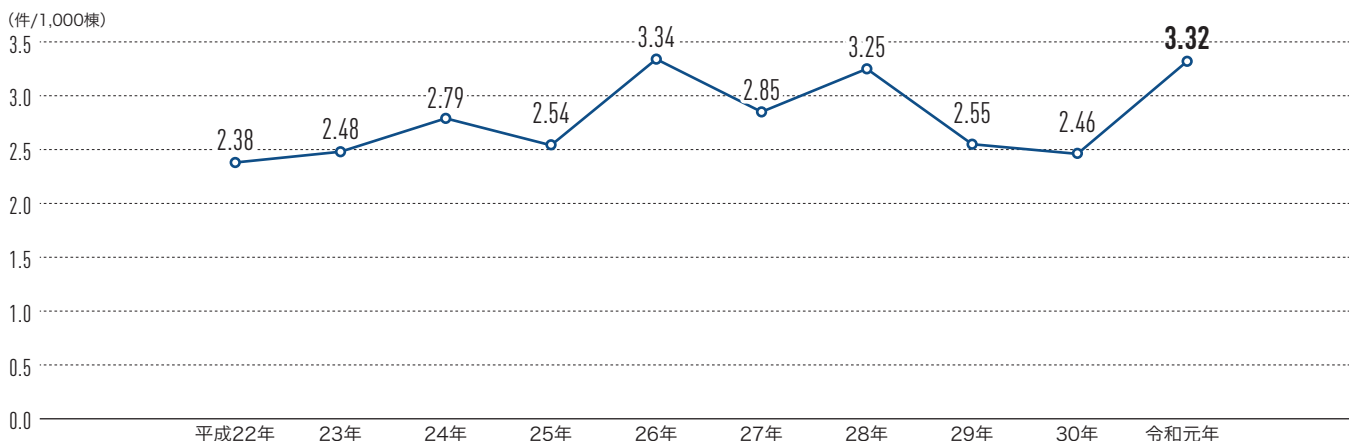


表2 型別・起因別の災害発生状況の推移

項目	平成29年	平成30年	令和元年
墜転落	54.3%	41.4%	43.5%
転倒	10.3%	17.2%	15.9%
切れ、こすれ	10.3%	14.6%	9.3%

※住宅部会 調査対象12社

旭化成ホームズ株式会社、サンヨーホームズ株式会社、積水化学工業株式会社、積水ハウス株式会社、大和ハウス工業株式会社、トヨタホーム株式会社、パナソニックホームズ株式会社、ミサワホーム株式会社、日本ハウス株式会社、百年住宅株式会社 グループ、株式会社ヤマダホームズ、株式会社レオパレス21

令和2年度事業計画書

3月18日(水)開催の理事会にて審議・承認された当協会の令和2年度事業計画は、以下のとおりです。

I 基本方針

1. 経済社会の動向と建築・住宅を取り巻く環境

内閣府発表の「2019（令和元）年10~12月期四半期別GDP速報（2次速報値）」（令和2年3月9日内閣府発表）において、10~12月期の実質GDP（季節調整済）は年率マイナス7.1%と5四半期ぶりの大きな落ち込みとなった。消費増税、台風・豪雨災害、暖冬等の影響を考慮しても厳しい状況であり、さらに新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化する中において、予断を持たず経済状況を注視する必要がある。

住宅着工戸数も、需要の回復の兆しが見られず、昨年の持家は約28万8千戸（対前年比プラス1.9%）、貸家は約34万2千戸（マイナス13.7%）、全体で約90万5千戸（マイナス4.0%）となり、持家は年間では増加に転じているが消費増税後は、対前年同月比10%前後の減少、さらに1月はマイナス13.8%と下げ幅を拡大している。プレハブ住宅についても、減少が続き、持家約4万2千戸（マイナス2.9%）、貸家約7万8千戸（マイナス4.2%）、全体約12万7千戸（マイナス3.3%）、さらに1月は全体で対前年同月比マイナス9.9%であった。

昨年10月には、消費税率の10%への引上げが行われた。住宅ローン減税の控除期間の3年延長、次世代住宅ポイント制度の創設等の積極的な駆け込み反動減対策が実施されたことにより、前回の引上げ時よりは反動減は小幅なものとなったが、10月以降住宅市場は低調なまま推移しており、新型コロナウイルス感染症等の国内経済への影響と併せて注視し、必要な対策を検討していくことが重要である。一方、長期的には消費税をはじめとする各種課税による住宅取得の負担増の課題は残っており、国民の安定的かつ円滑な住宅取得を実現し、本格的なストック型社会に相応しい住宅税制のあるべき姿を探り、住宅取得時の負担軽減を含む住宅税制の抜本的な見直しに向け、引き続き検討を行っていくことが重要である。

昨年6月、閣議決定された「経済財政運営と政策の基本方針2019」では「誰もが安心して暮らせる良質な住環境の整備」「住宅の良質化・省エネ化」「リフォームの推進」「住宅の耐震化」を進めることとされており、また、12月には、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とした「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」が閣議決定され、「市街地再開発事業等に併せた集合住宅や住宅団地における浸水被害防止対策」「蓄電池等を備えた災害に強いZEHの導入の推進」「空き家等の購入時における子育て用リフォームの支援」などが盛り込まれ、令和2年度当初予算と合わせた15か月予算の考え

方で令和元年度補正予算が編成された。

当協会の会員はこれらの政策の先導的な推進役として期待されている。特に、現在、膨大に存在している耐震性の低い住宅、省エネ性能、バリアフリー性能を満たさない性能水準の低い住宅ストックを建替えとリフォームを車の両輪としてうまく回すことで、耐震性・省エネ性をはじめとする性能・品質の優良な住宅ストックに改善する。さらに、長期優良住宅やZEHなどの良質な住宅供給を積極的に行うとともに、災害時にも住み続けられるレジリエンス性能やIoT、ロボットなど新技術の導入も進めていくほか、良質な既存住宅の流通促進を図る必要がある。

一方、建設業界全体では、東京オリンピック・パラリンピック後も大都市における再開発事業や老朽インフラの更新等の建設需要に的確に对应していくことが求められる中、人手不足や熟練工の高齢化が深刻化しており、工期の短縮化の要請もあいまって、プレキャストコンクリート部材へのニーズは引き続き高いものがある。

さらに、働き方改革として、同一労働同一賃金の実現、長期間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備等が打ち出されている。また、建設キャリアアップシステムによる技能者の評価基準や外国人技能者の活用のための仕組みの整備が進められている。

また、昨年度は房総半島台風、東日本台風など度重なる台風、豪雨災害に見舞われた。協会としても応急仮設住宅の建設や被害を受けた住宅の復旧の促進に取り組んだ。今後、南海トラフ巨大地震、首都直下地震をはじめ、各地で自然災害の予想がなされる中、万が一の大規模広域災害が発生した場合に備え、応急仮設住宅の建設や住宅の復旧・復興等に迅速、効率的に取り組める体制の整備を引き続き進める必要がある。

2. 令和2年度事業の実施方針

このような状況の下、プレハブ建築の研究開発及び建設・普及を通じて、良質な社会資本の形成と豊かな生活環境の創造を推進するという当協会の設立目的のもとで、国の施策等を踏まえつつ、令和2年度においても協会事業の積極的な推進を図る。特に、工業化住宅・建築の特徴である優れた品質・性能の住宅供給とこれによる社会貢献を対外的に一層アピールするとともに、会員のストックビジネスの拡大に留意した活動を行う。

事業の推進に当たっては、会員が負担する会費や認定料、手数料等が主たる財源となっていることに鑑み、支出の効率化・合理化に引き続き努めるものとする。

事業は、プレハブ建築協会「行動憲章」及び「行動ビジョン」に基づき、次の観点からその展開を図る。

(1) 安全安心への配慮

本格的な少子高齢社会の到来を踏まえ、生活の原点である安全安心の確保のために、建築・住宅における安全性、耐久性、快適性等の品質・性能の向上を図るとともに、大規模な災害等に対しても安全性を確保した生活基盤づくりを目指す。

令和2年度は、安全安心な住宅の供給を推進するとともに、随時発生する災害に対し応急仮設住宅の建設等に迅速かつ適切な対応を図るほか、これまでの東日本大震災、熊本地震、東日本台風等での経験等を踏まえ、今後起こりうる大規模広域災害に備え、応急仮設住宅の建設、住宅の復旧・復興等に迅速に取り組む体制の整備を進めるとともに、人材の育成や啓発活動にも取り組む。

また、災害救助法に基づく救助実施市の指定に伴う応急仮設住宅建設の協定書の更改等を行い、都道府県との災害時の連携を強化する。

(2) 良質な社会ストックの形成

プレハブ建築技術の進展を通じて、良質な建築・住宅の提供と豊かな街並みの形成を図るとともに、既存建築物の質の向上を進めることにより、長期に亘って活用される良質な社会ストックの形成に寄与し、豊かな社会の実現を目指す。

令和2年度は、引き続き長期優良住宅やZEHの普及促進やPRを行うほか、既存住宅状況調査技術者・プレハブ住宅点検技術者の育成、リフォーム部門の人材育成の強化など住宅ストック維持改善に係る取組み等により住宅・不動産市場の活性化に引き続き取り組む。

(3) 新たなニーズに対応した市場の創造

豊かなコミュニティの形成、住まい手の価値観の変化のほか、人手不足、短工期への対応などによる新たなニーズに対応し、時代の要請に応える市場の創造を図る。

令和2年度は、建設技能者不足や工期の短縮化に対応できるPC建築の需要拡大を図るほか、「住生活向上推進プラン2020」を推進するための各種具体的実施策やアフターサービスのレベルアップによる顧客満足度（CS）の更なる向上、新たな技術の導入推進の検討等に取り組む。

(4) 地球環境への配慮

美しい地球環境を保全するために、地球温暖化防止、省エネルギー及び環境共生に対する配慮を通じて、持続型社会の実現を目指す。

令和2年度は、環境行動計画「エコアクション2020」に基づき住宅や街づくりにおける環境対策を推進する。また、規格建築物のリユース・リサイクルに係る取組み等を推進する。

(5) 国際貢献

令和2年度は、海外におけるPC工法の普及に向けた技術支援への協力や関係機関との情報交換等を推進するとともに、住宅部会で会員が展開している海外活動の情報共有を図る。

(6) 人材の育成

プレハブ建築技術・技能の継承と向上を図るとともに、時代の要請に応じた新たなニーズに対応できる人材を育成するため、教育、指導及び啓発活動を推進する。

令和2年度は、PC工法施工管理技術者資格認定制度・PC部材製造管理技術者資格認定事業、プレハブ住宅コーディネーター資格認定事業等の推進に取組むとともに、宅地建物取引業法に係る既存住宅状況調査技術者及びプレハブ住宅点検技術者の養成を行うほか、リフォーム部門の人材育成を強化するため、「プレハブ住宅リフォームコーディネート講習制度」を創設する。

また、建設キャリアアップシステムに係る政府や住宅産業全体の動向を踏まえつつ、プレハブ建築マイスター認定制度の充実を図り、プレハブ建築大工技能者の適切な評価を推進する。

また、協会事業や会員企業の取組みが成果を上げるための環境整備として、関係諸機関に対する必要な提言・要望活動を積極的に展開する。

II 具体的な活動計画

1 企画運営委員会

- (1) 消費税率10%へ引上げ後の国民の住宅取得に伴う負担の増加を踏まえ、一般社団法人住宅生産団体連合会と連携して、安定的かつ恒久的な負担軽減を含めた住宅税制の見直しや住宅投資安定化対策の在り方について検討を進める。
- (2) 住宅・建築・土地に係る制度や施策に関する会員の要望を的確に取りまとめるとともに、税制、補助・融資制度等について市場の動向や国民の声を踏まえ検討し、国土交通省、経済産業省、環境省、住宅金融支援機構等関係機関に対し積極的に提言・要望を行う。
- (3) 協会の円滑な運営を図るため、協会事業の実施状況及び会員の入退会の状況等の確認を行い、理事会に付議する重要事項の審議を行う。

2 PC建築部会

- (1) PC部材品質認定事業、PC構造審査事業、PC工法施工管理技術者資格認定事業、PC部材製造管理技術者資格認定事業の4事業を継続して行う。
- (2) 災害復興住宅等の支援について積極的に参加するために、復興推進特別委員会を中心として、部会としての有効な提案・支援をするよう努める。
- (3) PC工法溶接管理技術者の既資格者からの申請に応じ

て認定証の書換え手続き等を行う。

- (4) 部会でまとめた研究成果（プレストレス建築の魅力、PC工法による耐震改修の提案、ストック住宅のリニューアル技術等）について関係事業主体に対し、需要開発に向けた活動を引き続き行う。
- (5) 一般社団法人日本建築学会（以下「日本建築学会」という。）を始め、関係事業主体が主催する委員会及びWGに技術者を派遣し、PC構造に関する基準・指針の作成作業、建築基準法・建築士法等の改正に関連し現状の課題について提案・支援を行う。
- (6) 日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説JASS 10プレキャスト鉄筋コンクリート工事」の次期改定に向けて、JASS 10改定対応特別WGを設置し資料・データの収集等準備を行う。
- (7) PC建築物の耐震診断業務及び耐震改修工法の提案等について関連協会との連携を強化し技術の向上を図る。
- (8) 海外における工業化工法の普及に向けた技術支援に協力し、友好的交流を図る。
- (9) 広報活動として、ホームページ及び部会誌の内容を更に見直す。また、幅広く情報を収集し、委員会活動を支援する。さらに協会の活動及びPC工法の普及に向けた資料整理を行い、関連団体への広報活動を行う。

3 住宅部会

「住生活向上推進プラン2020」に従って、各事業を実施する。

- (1) 安全・安心の更なる確保と先導的技術・性能向上への取り組みとして、法改正や住宅政策、情報通信政策及び新エネルギー政策等に対する対応、並びに国への提言や要望活動を行うと共に、先導的技術開発を進め普及促進に努める。また、各種性能評価指標を積極的に活用し、工業化住宅の更なる性能向上を図る。
- (2) 良質な住宅ストックの普及促進施策として、「長期優良住宅認定制度」を活用し、新築住宅の質の更なる向上を図る。また、高レベルのリフォームを推進するためのリフォーム部門に係る人材育成の強化を目的とした「プレハブ住宅リフォームコーディネーター講習制度」を創設し、住宅ストックの品質向上に資する。
- (3) 宅地建物取引業法における「既存住宅状況調査技術者（工業化住宅コース）」講習を公益社団法人日本建築士会連合会と連携して運営するとともに、「プレハブ住宅点検技術者」講習を実施し、点検の質の向上及び点検員のスキル向上に努める。なお、点検技術者育成促進のためのWeb考査システムの運用を継続する。
- (4) 建設キャリアアップシステムに係る「プレハブ建築マイスター認定制度」の充実と「登録建築大工基幹技能者講習」受講の推進を図り、プレハブ建築大工技能者の適切な評価を推進する。
- (5) 社会や時代の要請に対応した新たな取り組みや新技術開発に関する会員各社の取組み事例をホームページに公表すると共に、報道関係者への情報提供を行うこと等により

プレハブ住宅の優位性を訴求する。

- (6) 住宅・まちづくりにおける環境配慮を通じて住生活の向上に貢献すべく、「エコアクション2020」の5つの柱を推進すると共に、エコアクション2020の年度実績報告など定期的な情報発信や環境に係る意識向上の啓発活動を推進する。
- (7) 国際的な住宅・住環境向上に貢献するため、会員各社の海外での取り組み事例を共有すると共に、英語版ホームページを作成し会員会社の海外展開の一助とする。
- (8) 住宅産業に係る幅広い人材の育成と情報発信の充実を図るため、「プレハブ建築品質向上講習会」や「住宅産業CS大会」へ積極的に協力すると共に、「住宅部会セミナー」、「すまい・まちづくりシンポジウム」及び「環境シンポジウム」を開催する。
- (9) 首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害時に迅速に支援できる体制構築のために作成した「災害対応マニュアル（住宅部会版）」の運用に係る検討、及び「緊急時連絡担当者」名簿を整備する。
- (10) 東日本大震災の応急仮設住宅の維持保全や解体等について、岩手県、宮城県及び福島県並びに他団体の建設事業者と連携して迅速に対応できる体制を維持する。
- (11) 国の「住生活基本計画」見直しを見据え、次期「住生活向上推進プラン」の策定に向けた検討を進める。

4 規格建築部会

災害が発生した場合に応急仮設住宅の迅速かつ適切な建設の推進を行うことをはじめ、次の各事業を実施する。

- (1) 広域災害対応の在り方について検討する。
- (2) 広域的な災害時における都道府県との連携強化と情報共有のための「広域災害対応セミナー」を開催する。
- (3) 「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」の締結（更改）を行うなど、都道府県及び救助実施市との連携強化を図る。
- (4) 会員会社による応急仮設住宅の建設に係る机上訓練を実施する。
- (5) 応急仮設住宅の建設を迅速かつ円滑に行うための建設対応訓練を実施する。（地方開催）
- (6) 応急仮設住宅に関する資材・器材の供給能力調査や組立ハウス・ユニットハウスに関する市場調査を引き続き実施する。また、活動をPRするため部会ホームページの改訂を行う。
- (7) 「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」の改訂作業を進める。
- (8) 応急仮設住宅（組立・ユニット）の標準仕様及び車椅子対応仮設住宅仕様の見直しの検討を進める。
- (9) 地方公共団体が主催する防災訓練や机上訓練等に参加する。また、「令和2年度応急仮設住宅建設関連資料集」を発行するとともに、応急仮設住宅建設協定を締結している地方公共団体を順次訪問し意見交換を行う。
- (10) 既設の応急仮設住宅の解体完了確認などの維持管理を行う。

- (11) リユース鉄骨部材運用責任者講習会を開催する。

5 広報委員会

- (1) 会誌「JPA」について、内容の充実を図りつつ年4回発行するとともに、協会ホームページについて、各部会・委員会の活動状況報告のトップページへの速やかな掲載を促進し、アクセス数の情報解析についても更に充実させて、ホームページを活用した情報発信の広報活動を継続して推進する。協会ホームページへのアクセシビリティの向上を図るため、表示方式の改訂（リスポンシブデザイン対応）を行う。
- (2) 新規会員に関する情報を、引き続き会誌「JPA」及びホームページに掲載して会員等への周知を図る。
- (3) 協会活動のPRを有効に行うため、各部会・委員会と連携し広報活動を推進する。
- (4) E-mail等を活用してJPAニュース及び国土交通省をはじめとする行政情報等を随時配信し、会員への情報提供を行う。
- (5) プレハブ住宅完工戸数の実績調査を行い、「プレハブ住宅完工戸数実績調査及び生産能力調査報告書」を発行し、会員等へ配布する。

6 教育委員会

- (1) プレハブ住宅コーディネーター資格認定事業について、新規認定講習会・同認定審査、成績優秀者の表彰・公表、資格認定者の公表、更新講習会・同認定審査及び2回目以降更新申請の認定審査を引き続き実施する。なお、新規受講者数及び更新者数の拡大のため、講習会の在り方など今後の新たな運営方針策定に向けて検討し、まずは、7月開催の更新講習会の見直しを行う。講習会等の受講申請については、昨年度より導入したPHCのWeb受講申請システムを引き続き運用する。また、教育テキスト第15版の発行を検討する。
- (2) プレハブ住宅業界における住宅そのものの質や営業・設計・建設・アフターサービス担当者等の資質向上を目指し、その基礎資料となる「信頼される住まいづくり」アンケート調査について、引き続き調査対象者の無作為抽出方法の徹底を図った上で実施する。
- (3) 会員社員の資質向上により顧客満足度の向上を図るための取組みとして、住宅産業CS大会を開催する。
- (4) プレハブ建築品質向上講習会について、東京と地方の2会場で開催する。講習会カリキュラムの見直しにより、更なる講習会内容の充実を図る。

7 瑕疵担保保険推進委員会

- (1) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく団体保険取次受託業務を引き続き実施し、団体保

険利用による会員及び会員関係会社の利便性の向上を図る。

- (2) 瑕疵担保保険情報の収集及び発信等を通じて団体保険参加事業者数の拡大を図るとともに、提携保険法人との連携強化により、団体保険取次受託業務の対応力拡充と効率的運用を推進する。また、関西支部による保険取次業務を継続する。
- (3) 自主検査業務の安定的運用を図るため、団体検査員の新規及び更新講習会を適時開催し、団体検査員に対する定期監査を実施する。
- (4) 協会の住宅瑕疵担保責任保険ホームページによる瑕疵担保保険情報の適時提供により、団体保険参加事業者の瑕疵担保保険契約申込み業務の円滑化を図る。

8 一級建築士事務所

- (1) PC建築に関する設計・積算、技術調査等事業主体からの業務委託に的確に対応する。
- (2) PC工法による災害復興住宅の設計及び工事監理を推進する。
- (3) PC建築物の耐震診断業務や耐震改修設計業務を実施するとともに、学識経験者等による耐震診断調査審査委員会にて診断方針、診断結果等に対する審査を引き続き行う。
- (4) 一級建築士事務所のPR用パンフレットを関係事業主体等に配布する等により、PC建築の需要の拡大に努める。
- (5) 新規の設計や特殊な建物について、協会会員を対象とした見学会を開催すること等により会員のPC建築技術の向上に努める。

9 支部

- (1) 北海道、中部、関西及び九州の各支部において、地域の建築・住宅関連団体や関係行政機関の理解と協力を得ながら、環境に優しい点などプレハブ建築・住宅の特性や優位性を各方面にアピールし、その普及に努める。
- (2) プレハブ技術の優位性、プレハブ技術の健全な市場の形成という観点に立って、公共事業発注主体への要望活動を引き続き実施するとともに、地方公共団体が行う建築・住宅関連の取組み、イベント、研修会等に積極的に参加・協力する。
- (3) 支部活動の更なる充実を図るため、協会会員の入会勧誘活動を行う。

10 その他

- (1) 令和2年5月に理事会及び総会、令和3年3月に理事会を開催するほか、令和3年1月には、会員相互及び関係機関等との交流を深めるため関係行政機関、関係団体等を招いての新年賀詞交歓会を開催する。
- (2) 住生活月間（10月）に積極的に協力するとともに、WOODRISE 2021 KYOTOに向けた準備活動を含め、引き続き関係団体との密接な連絡・連携を図る。

住宅関連予算・税制等の概要

近年増加する災害被害を踏まえたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) を活用したレジリエンス強化のための補正予算が、発表されました。

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用した レジリエンス強化事業費補助金

令和元年度補正予算案額 20.0億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

事業の内容

事業目的・概要

- 台風15号による災害を踏まえ、自然災害等に伴う長期停電リスクを回避可能な住宅モデル等を推進していくため、停電時においても自立的に電力供給可能な、ZEHを活用した地域防災拠点の整備及びレジリエンス性を備えたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) の導入を進めていくことが重要。そこで、以下の2つの事業を行う。
- (1)コミュニティZEHによるレジリエンス強化事業
避難所等のように災害時に地域に貢献する施設等と住宅とが一体となってネット・ゼロ・エネルギー達成を目指すコミュニティ (コミュニティZEH) 構築に係る環境整備に支援を行う。
- (2)ZEH+R強化事業
ZEHビルダー/プランナーが設計、建築、販売する戸建住宅を対象に、ZEHよりも先進的なモデルであるZEH+の定義を満足し、①蓄電システム ②太陽熱利用システム ③停電自立型燃料電池のうち一つ以上の設備を導入する住宅 (ZEH+R) に対し支援を行う。

<補助対象住宅等> (1)コミュニティZEH(住宅、共用設備等) (2)ZEH+R
<補助対象設備>
(1)住宅に係る費用(高断熱外皮、空調、給湯等)
共用設備に係る費用(EV充放電設備、自営線等)
(2)住宅に係る費用(高断熱外皮、空調、給湯等)

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

国	民間企業等	事業者等
補助	補助 (定額(住宅)、1/2(共用設備))	

事業イメージ

コミュニティZEHによるレジリエンス強化のイメージ

ZEH+Rのイメージ

○ ...ZEH+で必要となるシステム (3要素のうち2要素以上を採用)
○ ...レジリエンス強化に資するシステム (3要素のうち1要素以上を採用)

引用元：経済産業省 資源エネルギー庁ホームページより

令和2年度国土交通省税制改正概要

住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 新築住宅に係る固定資産税の減額措置 (戸建て3年間、マンション5年間：1/2 減額) の2年間延長
- ② 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置の2年間延長
(保存登記：本則0.4%→0.15%、移転登記：本則2%→0.3%、抵当権設定登記：本則0.4%→0.1%)
- ③ 認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年間延長
 - ・登録免許税：所有権保存登記 (一般住宅0.15%→0.1%)、所有権移転登記 (一般住宅0.3%→戸建て0.2%、マンション0.1%)
 - ・不動産取得税：課税標準からの控除額の特例 (一般住宅1,200万円→1,300万円)
 - ・固定資産税：新築住宅特例 (1/2 減額) の適用期間を延長 (戸建て3年→5年、マンション5年→7年)
- ④ 居住用財産の買換え等に係る特例措置 (譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除) の2年間延長 (所得税等)
- ⑤ 個人が宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築等が行われた既存住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置 (所有権移転登記：一般住宅0.3%→0.1%) の2年間延長
- ⑥ 住宅ストックの性能向上を図るため、以下の住宅リフォームをした場合の固定資産税の減額措置の2年間延長
 - ・耐震改修：工事の翌年度1/2 減額
(特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は工事の翌年度から2年間1/2 減額)
 - ・バリアフリー改修：工事の翌年度1/3 減額
 - ・省エネ改修：工事の翌年度1/3 減額
 - ・長期優良住宅化改修：耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、工事の翌年度2/3 減額

引用元：国土交通省ホームページより

27 | JPA | 2020 July vol.49-271

住宅の省エネ・省CO₂化に向けた経済産業省、国土交通省、環境省による3省連携の取り組み

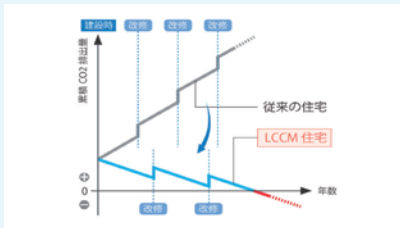
LCCM住宅部門の概要 サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)

令和2年度予算案：90.7億円の内数

- サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)は、省エネ・省CO₂等による低炭素化・建物の長寿命化等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、サステナブルな社会の形成を図る事業。
- 平成30年度からは、新たにLCCM住宅部門を創設し、ライフサイクルを通じてCO₂の収支をマイナスにするLCCM住宅(ライフサイクルカーボンマイナス住宅)への支援を実施。

LCCM住宅の定義

使用段階のCO₂排出量に加え資材製造や建設段階のCO₂排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体(建築から解体・再利用等まで)を通じたCO₂排出量をマイナスにする住宅



ライフサイクル全体を通じたCO₂排出量推移のイメージ

LCCM住宅の例



基本要件

以下の要件を満たす、戸建住宅を新築する事業

- ① LCCO₂を算定し、結果0以下となるもの
- ② ZEHの要件をすべて満たしたものの
- ③ 住宅として、品質が確保されたもの等

補助額

補助率：補助対象工事の掛かり増し費用の1/2
限度額：1戸あたり125万円等

引用元：国土交通省ホームページより

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業について

令和2年度 戸建住宅におけるZEH支援事業の主なポイント(予定)
環境省

ZEH+

【補助対象】
『ZEH+』
Nearly ZEH+ (寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る)

【補助額】
105万円/戸

【採択方式】
事前枠付与方式 (枠の公募は年度初めに1回を想定)

ZEH

【補助対象】
『ZEH』
Nearly ZEH (寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る)
ZEH Oriented (都市部狭小地の二階建以上等に限る)

【補助額】
60万円/戸

【採択方式】
先着方式 (公募は4回に分けて行うことを想定)

共通

- 低炭素化に資する素材 (CLT:直交集成板) の導入、又は先進的な再エネ熱利用技術 (地中熱利用技術、太陽熱利用技術) を活用する場合：**定額を加算**
- 蓄電システムを設置する場合：**2万円/kWh加算** (上限20万円又は補助対象経費の1/3)
- **ZEHビルダー/プランナー**により設計・建築・販売等される住宅であることが要件
- 建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示 (BELS) の**取得・提出を必須**とし、申請の柔軟化を図る。
- 事業完了後2年間、居住者に対して、エネルギー使用量 (電力、ガス、灯油等) 等のアンケートを実施するほか、その他の事項については、基本的に平成31年度の制度を踏襲予定

※ 上記内容は制度設計中のものであり、大きく変更され得ることを予めご了承ください。

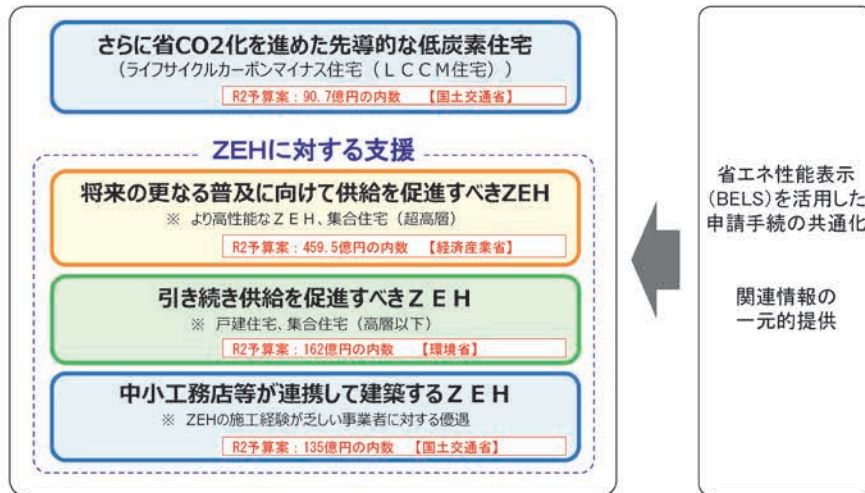
引用元：環境省ホームページより

2020 July vol.49-271 | JPA | 28

ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進に向けた取り組み

令和2年度予算において、住宅の省エネ・省CO₂化に向けた経済産業省、国土交通省、環境省による3省連携の取り組みが以下のとおり公表されました。(詳細は、次のページを参照ください)

我が国では、エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)において、「在宅については、2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建て住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」とする政策目標を設定しており、地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)においても同様に政策目標を設定しています。



引用元：環境省ホームページより

住宅金融支援機構フラット35の融資制度拡充

2021年1月【フラット35】制度変更のお知らせ

※本内容は2020年2月現在のものであり、予定事項を含みます。変更が生じた場合はフラット35サイトでお知らせします。

1 【フラット35】S(金利Bプラン)の省エネルギー性の基準を見直します

2021年1月以後の適合証明手続(設計検査申請等)実施分から適用
新築住宅・中古住宅共通の基準のうち【フラット35】S(金利Bプラン)の省エネルギー性の基準を次のとおり変更します。

現行	変更後
断熱等性能等級4の住宅 または 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅	断熱等性能等級4の住宅 かつ 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅

【フラット35】S(金利Bプラン) 【新築住宅・中古住宅 共通の基準】
次表の(1)から(6)までのうち、いずれか1つ以上の基準を満たす住宅であること。

省エネルギー性	耐震性	バリアフリー性	耐久性・可変性
(1) 断熱等性能等級4の住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅	(3) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 (4) 免震建築物	(5) 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅	(6) 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅 (共同建て住宅などについては、一定の更新対策が必要)

※(1)から(6)までの評価基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同等です。住宅性能評価書を取得しなくても所定の物件検査に合格すれば、【フラット35】S(金利Bプラン)を利用できます。

2 【フラット35】リノベの要件を見直します

2021年1月以後の適合証明手続(事前確認申請等)実施分から適用
一定の要件に適合するリフォームを行った場合に当初借入金利から一定期間金利を引き下げる【フラット35】リノベについて、次のとおりリフォーム工事費の要件を導入するとともに、金利Bプランの要件を緩和します。

*金利Aプラン、金利Bプランともに現行どおり「中古住宅の維持保全に係る措置」を行うことが必要です。
*本見直しにより、金利Aプラン、金利Bプランともにリフォーム前の性能要件不適合要件は廃止となります。

①住宅要件

リフォーム工事後に次のいずれかの基準に適合していること。^{※1}
なお、選択した基準に関する工事が行われた住宅であること。

省エネルギー性	耐震性	バリアフリー性	耐久性・可変性
一次エネルギー消費量等級5 認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅を含む	耐震等級3	高齢者等配慮対策等級4以上 (共用住宅の専用部分は等級3でも可)	長期優良住宅

②リフォーム工事費の要件

リフォーム金額が300万円以上であること。

①住宅要件

次のいずれかの工事が行われた住宅であること。^{※2}
(住宅ローン減税等の対象となるリフォーム工事と同等で機械が定める工事)

対象となる工事	具体的なリフォーム工事の例
省エネルギー改修工事	断熱材の追加・交換工事等
省エネルギー設備設置工事	給湯設備や太陽光発電設備の設置・交換工事等
耐震改修工事	壁・筋かいの設置・交換工事等
バリアフリー改修工事	手すりの設置・交換工事等
耐久性を向上させる工事	天井・内壁の壁紙交換工事等

②リフォーム工事費の要件

リフォーム金額が200万円以上であること。

※1 現行の要件と同一。
※2 現行の要件は、断熱等性能等級4・一次エネルギー消費量等級4以上・耐震等級2以上、等。

【フラット35(リフォーム一体型)】は2020年12月末をもって借入申込み受付を終了しました。
現在の【フラット35(リフォーム一体型)】で融資対象となるものについては、【フラット35】リノベの要件に該当しない場合(上表の①住宅の要件)や②リフォーム工事費の要件)に適合していない場合または「中古住宅の維持保全に係る措置」を実施していない場合)でも、リフォーム工事費を含めて【フラット35】をご利用いただけるようにする予定ですが(制度の詳細は未定)。
ただし、この場合は【フラット35】Sおよび【フラット35】リノベの金利引下げは適用されません。

引用元：住宅金融支援機構ホームページより

戸建て住宅と集合住宅の省エネ・省CO₂化に向けた3省による支援制度

■戸建て住宅

区分		LCCM住宅 (ライフサイクルカーボンマイナス住宅)	ZEH+ (ゼッチプラス)		ZEH (ゼッチ)	
補助事業名称		サステナブル建築物等先導事業 (省CO ₂ 先導型) 国土交通省	ZEH+R強化事業 経済産業省	ZEH+実証事業 経済産業省		戸建て住宅におけるネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)他支援事業 環境省 地域型住宅 グリーン化事業 国土交通省
対象となる住宅		LCCM住宅 (さらに省CO ₂ 化を進めた先導的な住宅)	停電時にも自立可能な蓄電システムなどを備えたZEH+により、住宅におけるレジリエンスを強化する	より高性能なZEH(ZEH+)	再エネなどのさらなる自家消費の拡大を目指したZEH+	注文・建売住宅におけるZEH 中小工務店などによる木造住宅のZEH
主要要件	外皮性能	強化外皮基準	強化外皮基準 ※選択要件で「外皮性能のさらなる強化」を選択した場合を除く			強化外皮基準
	太陽光発電などを除く一次エネルギー消費量	省エネ基準から▲20%以上	省エネ基準から▲25%以上			省エネ基準から▲20%以上
	太陽光発電などを含む一次エネルギー消費量	原則 —	省エネ基準から▲100%以上			—
	その他	LCCO2評価の結果が0以下となること CASBEE B+ランク以上または、長期優良住宅認定	以下のうち、2つ以上を実施 ・外皮性能のさらなる強化 ・高度エネルギーマネジメント(HEMSなど)・電気自動車の充電設備 上記に加え①蓄電システム②太陽熱利用システム③停電自立型燃料電池のいずれかを導入	—	上記に加え①V2H設備②蓄電システム③燃料電池のいずれかを導入	寒冷、低日射地域においては、Nearly ZEH(省エネ基準から▲75%以上)での申請も可能 都市部狭小地などにおいては、ZEH Oriented(再生可能エネルギーを加味しない)での申請も可能 中小住宅生産者、原木供給、建材流通などの関連事業者からなるグループで応募
補助額		上限125万円/戸かつ掛かり増し費用1/2以内	定額115万円/戸かつ①蓄電システム②太陽熱利用システム③停電自立型燃料電池の導入に対して定額加算(調整中)	定額105万円/戸蓄電システム2万円/kWh(上限20万円かつ、補助対象経費の1/3以内※ ¹)	定額105万円/戸かつ①V2H設備②蓄電システム③燃料電池に係る費用を支援(調整中)	定額60万円/戸蓄電システム2万円/kWh(上限20万円かつ、補助対象経費の1/3以内) 上限140万円/戸(施工経験4戸以上の事業者は上限125万円/戸かつ掛かり増し費用1/2以内) 地域材の活用により上限20万円加算 三世帯同居への対応により上限30万円加算
募集開始時期		4/14～5/29	5/7～5/15	6/1～8/28(1次)	6/1～8/28(1次)	5/7～6/19(1次)
採択時期		7月ごろ	6/30	申請書到着日から約1ヶ月を目途(事前枠付与方式※ ¹)		申請受付から約1ヶ月後(先着順) 6/25

※1 事前枠付与方式：事業者は建築予定戸数を提案し、採択された戸数の範囲内で要件を満たす住宅に対して補助を受ける方式

※2 補助額：ZEH+に蓄電システム、低炭素化に資する素材、先進的な再エネ熱利用技術を導入する際は、環境省「新築集合住宅・既存住宅等における省CO₂促進事業」のメニューの一部にて支援

■集合住宅

区分		ZEH-M (ゼッチマンション)			コミュニティZEH (コミュニティゼッチ)	
補助事業名称		超高層ZEH-M実証事業 経済産業省	新築集合住宅・既存住宅等における省CO ₂ 促進事業 (高層ZEH-M支援事業) 環境省	レジリエンス強化型ZEH-M支援事業 環境省	コミュニティZEHによるレジリエンス強化事業 経済産業省	
対象となる住宅		住宅用途部分が21層以上におけるZEH-M	住宅用途部分が6～20層におけるZEH-M	住宅用途部分が1～5層におけるZEH-M	3戸以上の住宅を含むコミュニティ(うち、住宅の8割以上はZEH+)	
主要要件	外皮性能	全住戸において強化外皮基準				
	太陽光発電などを除く一次エネルギー消費量	共用部を含む住棟全体について、省エネ基準から▲20%以上				
	太陽光発電などを含む一次エネルギー消費量	原則 —	省エネ基準から▲100%以上			
	その他	Nearly ZEH-Mは、省エネ基準から▲75%以上 ZEH-M Readyは、省エネ基準から▲50%以上 ZEH-M Orientedは、再生可能エネルギーを加味しない	Nearly ZEH-M(住宅用途部分1～3層)は、省エネ基準から▲75%以上 ZEH-M Ready(住宅用途部分4、5層)は、省エネ基準から▲50%以上			1. 3戸以上の住宅(既存住宅含む)が参加するコミュニティであり、住宅の8割以上がZEH+であること 2. コミュニティに参加する住宅から発生する太陽光発電などによる余剰電力を停電時に地域住民に提供できる設備や仕組みを整備すること
補助額		補助対象経費の2/3以内かつ上限10億円/件(3億円/年)	補助対象経費の1/2以内かつ上限8億円/件(4億円/年)	定額50万円※ ¹ ×住棟に含まれる戸数かつ、上限6億円/件(3億円/年) 蓄電システム2万円/kWh※ ¹ (上限20万円/戸※ ² かつ補助対象経費の1/3以内)(住戸部分に限る)	定額100万円×住棟に含まれる戸数かつ、上限3億円/件	住宅(ZEH+)：105万円/戸+V2H、蓄電システムなどへの支援 共用設備に係る費用(V2H、自営線など)： 補助対象経費の1/2以内(蓄電システムは定額支援)
募集開始時期		7/1～7/28	7/1～7/28	5/7～6/5(1次)	3/23～5/15(1次)	3/30～5/15
採択時期		9月ごろ	9月ごろ	6/30(1次)	7/10(1次)	6/19

※1 補助額：令和元年度からの継続事業は、同年度の補助率・額から変更なし ※2 補助額：一定の条件を満たす場合は上限24万円/戸

▼各事業の情報は、以下のホームページでも公開しています。

経済産業省(資源エネルギー庁)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

国土交通省(住宅局住宅生産課)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000153.html

環境省(地球環境局地球温暖化対策課)

https://www.env.go.jp/earth/post_64.html



 一般社団法人
プレハブ建築協会

2020年7月31日発行

発行所：一般社団法人 プレハブ建築協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-3-13 M & Cビル 5階

TEL：03-5280-3121(代表)

HP：<http://www.purekyo.or.jp> Email：info@purekyo.or.jp

編集発行人：平松 幹朗

主査：谷口 修司 広報委員会(パナソニック ホームズ株式会社)

副主査：帯屋 博義 教育委員会(旭化成ホームズ株式会社)

元柴 先人 住宅部会(積水ハウス株式会社)

栗坂 こずえ 住宅部会(大和ハウス工業株式会社)

大関 勝彦 規格建築部会(三協フロンティア株式会社)

黒沢 亮太郎 PC建築部会(黒沢建設株式会社)

本堂 健一 PC建築部会(大成ユーレック株式会社)

木下 幸二郎 プレハブ建築協会(事務局)

久保田 康雄 プレハブ建築協会(事務局)

編集協力：日本ビジネスアート株式会社



◀ プレハブ建築協会の
ホームページはこちら

北海道支部

〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目1番2号 積水ハウス札幌支店内

TEL：011-707-0111 FAX：011-707-7772

中部支部

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3番26号 昭和ビル 5階

TEL：052-251-2488 FAX：052-251-4861

関西支部

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目3番5号 アンフィニィ・天満橋 9階

TEL：06-6943-5016 FAX：06-6943-5904

九州支部

〒810-0002 福岡市中央区西中洲12番25号 岩崎ビル 5階

TEL：092-716-3930 FAX：092-716-3931